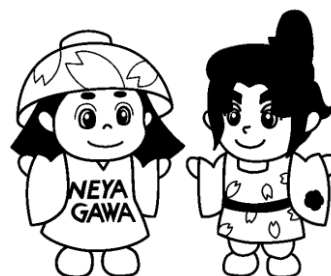

寝屋川市障害福祉計画

(第6期計画)

寝屋川市障害児福祉計画

(第2期計画)

[令和3年度～令和5年度]



はじめに



寝屋川市では、平成30年3月に、「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちをつくろう」を基本理念とした、障害者支援の基本的な指針となる「寝屋川市障害者長期計画（第3次計画）」を策定し、同時に策定した「寝屋川市障害福祉計画（第5期計画）」及び「寝屋川市障害児福祉計画（第1期計画）」に基づき、市民の皆様、関係団体、事業者等の方々と協働して、障害者支援施策を計画的に推進してまいりました。

また、国において策定された障害者基本計画では、「共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」することを基本理念に掲げ、一人一人がいつそう“自分らしく”生活できるよう障害者支援を推進していく必要があるとしています。

さらに、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、日常的に必要なサービスの利用や社会参加の自粛などによる生活上の支障や経済的、社会的な問題も生じており、状況に応じた対応を行うとともに、感染症の予防や、いざというときに対応できる支援体制の構築も検討していかなければなりません。

そのような中、障害者支援施策をより一層推進するために、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする、「寝屋川市障害福祉計画（第6期計画）」及び「寝屋川市障害児福祉計画（第2期計画）」を策定いたしました。

当計画では、「相談支援体制の充実」「多様なニーズに対応する生活支援サービスの充実」「障害児や親への支援の充実」「障害者雇用等の拡充と定着」の4つの重点事項を定め、今後、「寝屋川市障害者長期計画（第3次計画）」と密接に連携を図りながら、効果的に施策を実施してまいります。

結びに、当計画の策定に当たり、貴重な御意見や御指導を賜りました、障害者計画等推進委員会及び自立支援協議会の皆様並びに市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

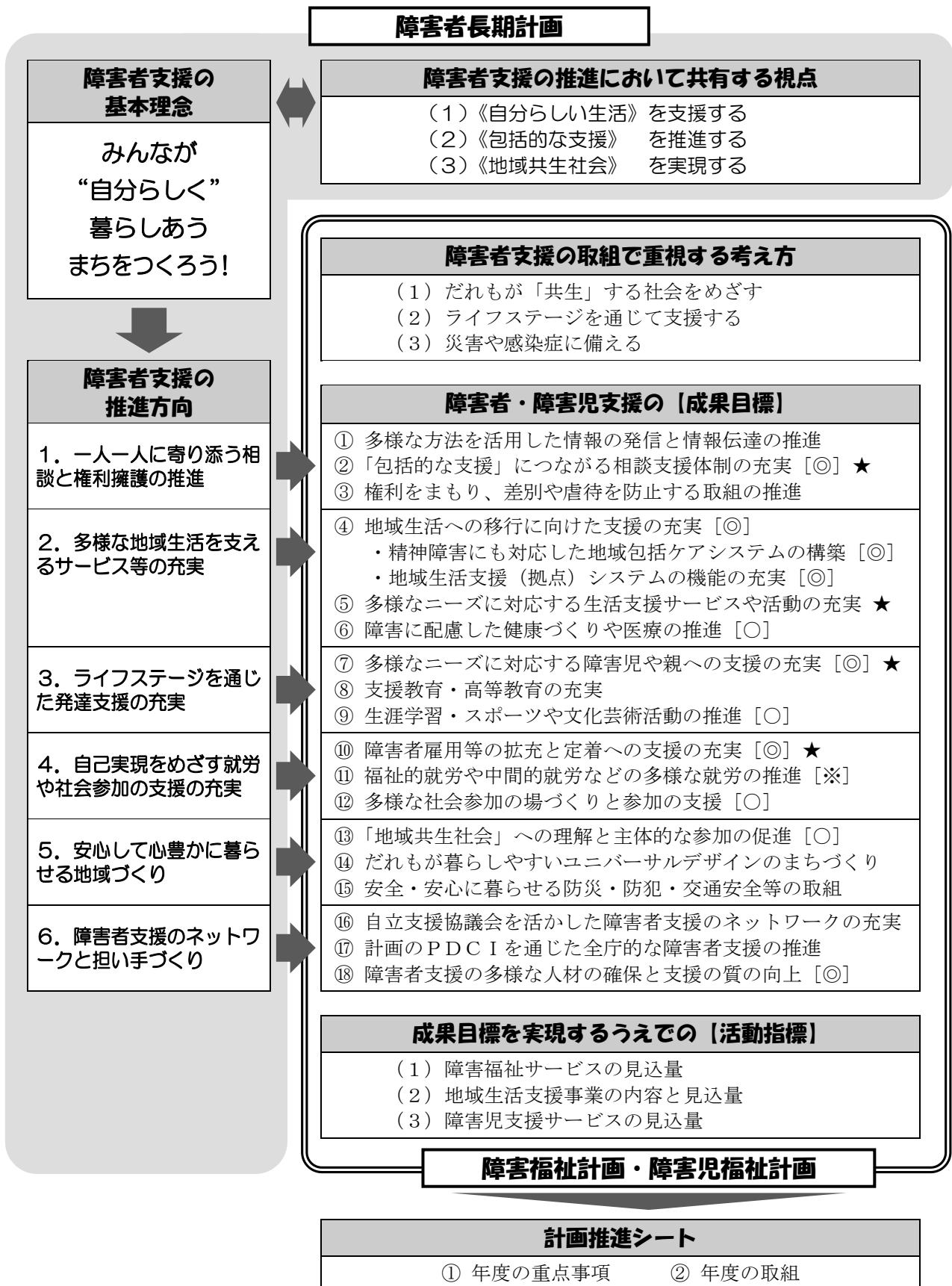
寝屋川市長 広瀬慶輔

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の策定方針	1
第2章 障害者支援の推進方策	9
1. 障害者支援の推進体系	9
2. 障害者支援の取組で重視する考え方	10
3. 障害者・障害児支援の【成果目標】	11
《国・府の指針等に基づく数値目標等》	12
《重点的に取り組む事項》	16
(1) 一人一人に寄り添う相談と権利擁護の推進	18
(2) 多様な地域生活を支えるサービス等の充実	22
(3) ライフステージを通じた発達支援の充実	26
(4) 自己実現をめざす就労や社会参加の支援の充実	29
(5) 安心して心豊かに暮らせる地域づくり	31
(6) 障害者支援のネットワークと担い手づくり	33
4. 成果目標を実現するうえでの【活動指標】	36
(1) 障害福祉サービスの見込量	36
(2) 地域生活支援事業の内容と見込量	43
(3) 障害児福祉サービスの見込量	49
資 料	52
計画策定の経過	52
寝屋川市障害者計画等推進委員会規則	53
寝屋川市障害者計画等推進委員会委員名簿	54
寝屋川市障害福祉計画(第5期計画)・障害児福祉計画(第1期計画) に基づく事業等の実施状況と成果・課題からみた次期計画での検討課題	55
障害者支援に関するニーズ調査の結果	64
用語説明	73

寝屋川市障害者長期計画（第3次計画）

寝屋川市障害福祉計画（第6期計画）・障害児福祉計画（第2期計画）の構成



【成果目標】の記号 [◎] 国の基本指針で成果目標として示された事項
 [○] 個別施策にかかる見直しとして示された事項
 [※] 大阪府の基本的な考え方で示された成果目標に関する事項
 (他は、寝屋川市障害者長期計画に基づき市が独自に定めた成果目標)
 ★ 《重点的に取り組む事項》

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の策定方針

(1) 計画の目的

本市は、まちづくりの基本方針である「寝屋川市総合計画」や、地域福祉推進の理念と取組を定めた「寝屋川市地域福祉計画」のもとで、平成30年3月に、障害者支援の基本的な指針である「寝屋川市障害者長期計画（第3次計画）」と、ライフステージを通じた障害児支援サービスや障害福祉サービス等を推進する「寝屋川市障害福祉計画（第5期計画）・寝屋川市障害児福祉計画（第1期計画）」を一体的に策定し、計画（Plan）→ 実行（Do）→ 点検（Check）→ 改善・改革（Innovation）を繰り返すことで継続的に改善を進めるPDCIサイクルの考え方に基づいて、市民、団体、事業者や関係機関等のみなさんと協力し、計画的、体系的に事業や活動を推進しています。

この間、わが国では、社会保障制度改革の方向性として「地域共生社会の実現」や「全世代型社会保障への転換」が示され、制度全般の見直しを行いつつ、すべての主体が“わがごと”として参画して地域や暮らしをつくっていくよう、地域を基盤とした包括的な支援体制を、公と民、制度の枠などを超えて構築していくことが求められています。また、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」も、まちづくりを進めるうえでの重要な視点となっています。

平成30年度にスタートした国の障害者基本計画でも、「共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」することが基本理念として掲げられ、見直しが進められている障害者差別解消法もふまえ、一人一人がいつそう“自分らしく”生活するための障害者支援を推進していく必要があります。

本市は平成31年4月に中核市に移行し、市保健所や社会福祉審議会の設置、社会福祉法人等の認可や指導監査の拡大などを通じて、市民ニーズにいつそう迅速・的確に対応する特色のある施策を推進しています。そのなかで、新たな総合計画は、「選ばれるまち」をめざし、福祉や教育、産業など各分野の行政サービスを総合的かつ確実に実施することを基本として、未来志向で今実施すべき政策を寝屋川水準で立案する「成長戦略型」の計画として策定しています。一方、新型コロナウイルスによる感染症の影響により、日常的に必要なサービスの利用や社会参加の自粛などによる生活上の支障や経済的、社会的な問題も生じており、状況に応じた対応を行うとともに、感染症の予防や、いざというときに的確に対応できる支援体制の構築も検討していく必要があります。

こうした状況に対応するため、取組の成果や新たな課題をふまえるとともに、同時期に策定する総合計画、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画との整合性も図りながら推進することをめざして、新たな障害福祉計画・障害児福祉計画を策定しました。

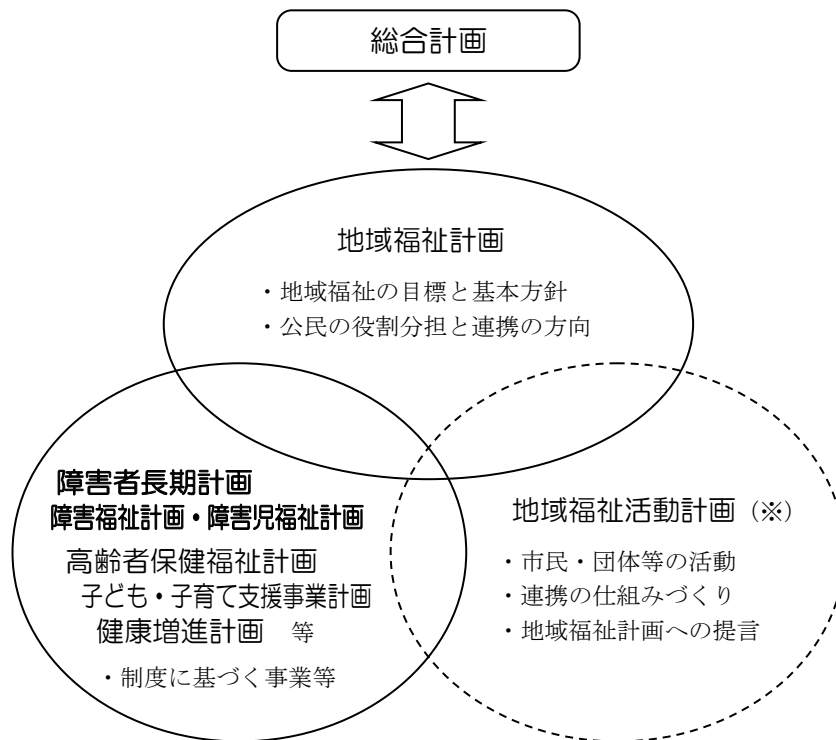
(2) 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法（第88条）に基づく「障害福祉計画」と児童福祉法（第33条の20）に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定し、ライフステージを通じた支援を行う障害児支援サービスや障害福祉サービス等を推進するための計画であり、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方をふまえて策定しました。

あわせて、本市では障害福祉計画・障害児福祉計画を、障害者基本法（第11条）に基づく市町村障害者計画である「寝屋川市障害者長期計画」と一体性をもたせて策定・推進し、障害のある人の生活を支援するさまざまな取組を計画的、体系的に展開することとしています。

また、上位計画である「寝屋川市総合計画」、「寝屋川市地域福祉計画」や、障害者支援に関わる各種の分野別計画等とも連動させ、分野を超えた連携によって、障害のある人のライフステージを通じた多様なニーズに対応する取組を効果的に推進します。

《計画の位置づけ》



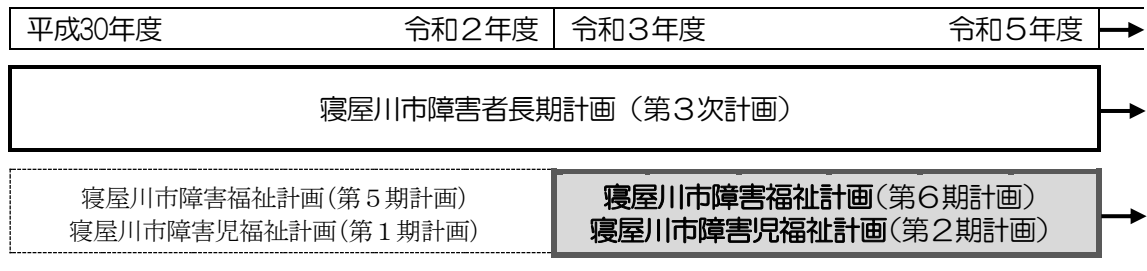
(※) 地域福祉推進機関である社会福祉協議会が呼びかけ役となり、市民・団体・事業者等が取り組む活動を定める計画です。

(3) 計画の期間

この計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画として策定しました。なお、障害者支援に関する制度や社会情勢等に大きな変化があった場合は、適宜、必要な見直しを行うこととします。

また、この計画は、平成30年度から令和5年度を計画期間とする障害者長期計画（第3次計画）と連動し、長期計画の計画期間後半の推進を図ります。

《計画の期間》



(4) 計画の策定方法

この計画は、障害者長期計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を密接に連携させて策定・推進するために、公募による市民や当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等の参加によって設置している「寝屋川市障害者計画等推進委員会」（計画推進委員会）での意見交換をふまえて策定しました。

また、関係機関や事業者等が参加する「寝屋川市地域自立支援協議会」（自立支援協議会）を通じて、障害者支援の課題や計画に関する意見を集約し、計画の検討に反映しました。

計画に対する市民の意見を広く聴くため、当事者のニーズを把握するアンケート調査やタウンミーティングを実施し、計画推進委員会での意見交換に反映しました。さらに、計画素案に対する市民の意見を聴取するため、パブリック・コメントを実施しました。

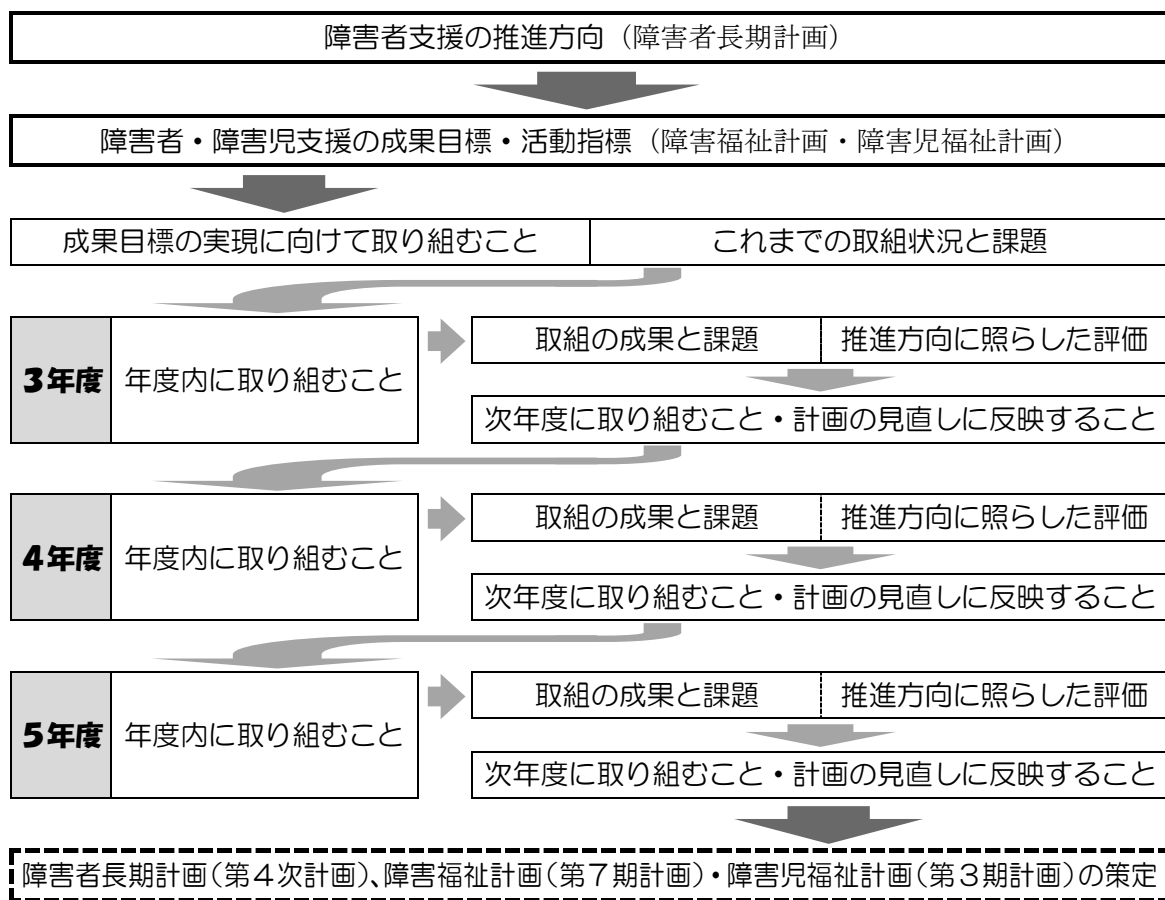
あわせて、障害者支援に関わる事業を実施する部局などで構成する庁内連絡会を開催し、連携して事業を推進していくための協議等を行いました。

(5) 計画の進行管理

この計画は、障害者長期計画で定めた基本的な方向性の実現に向けた具体的な取組を推進するよう、成果目標や活動指標をふまえて年度ごとに作成・更新する「計画推進シート」を通じたPDCIサイクルによって推進します。

この取組は、大阪府や専門機関等とも連携を図りながら、計画推進委員会、庁内連絡会、自立支援協議会等を通じて、障害のある人を含めた市民、団体、事業者と市・関係機関等の多様な主体の参加のもとで協議を行い、各々が役割を分担し、それぞれの強みを活かして協働して、効果的に推進していきます。

《計画の進行管理の考え方》



(6) 感染症対策の取組

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は、わが国でも多くの人が感染し、社会経済活動に大きな影響を与えています。障害のある人にとっても、日常生活や社会参加の自粛、就労、福祉、医療等のサービスの利用の制約などでさまざまな問題が生じたり、多くの人が不安を感じています。

こうした状況に対応するため、この計画は「寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画」をふまえ、感染予防のための対策や検査、医療を的確に提供する体制の確保を図るなかで、「新しい生活様式」を見据えた生活支援や社会参加支援を進め、だれもが“自分らしく”暮らすための障害者支援を推進することをめざして策定、推進しました。

(7) 障害者支援の基本方向・推進方向（寝屋川市障害者長期計画）

この計画は、障害者長期計画（第3次計画）で定めた下記の「障害者支援の基本方向」と「障害者支援の推進方向」に基づき、本市の障害者支援をとりまく状況の変化などをふまえて長期計画の計画期間後半の推進を図るための、取組の方向性や目標を定めました。

障害者支援の基本方向

1. 障害者支援の基本理念

みんなが“自分らしく”暮らしあうまちをつくろう！

寝屋川市は、障害者支援の基本的な考え方であるノーマライゼーションの理念を、だれもが安心して心豊かに暮らせるように支援することをめざす地域福祉と共有し、障害のあるなしにかかわらず、だれもが“自分らしく”暮らせるまちづくりを進めるなかで、お互いに理解し、共感しあって、一人一人の障害に柔軟かつ的確に対応できる支援の仕組みをつくっていくことをめざし、平成20年に策定した障害者長期計画（第2次計画）で、障害者支援の基本理念を、「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」と決めました。

ここで言う“自分らしく”とは、一人一人の自ら望む生活の実現をめざした営みが、障害があることによって阻害されることなく、一人の市民として育ち、学び、働き、遊びながら、地域のなかで暮らせるように、条件を整えたり、必要な支援を行うことです。また、支援の制度の枠組みによって生活のかたちが決められることがないよう、支援のスタイルを変えていくことも求められます。

この間、障害者基本法の改正をはじめ障害者支援に関する法律等の整備が進み、発達障害、高次脳機能障害、難病などの制度の狭間となっていた人への支援が広がってきています。また、障害者基本法では、だれもが障害の有無によって分け隔てられることなく、尊重しあいながら共生する社会を実現することが、法律の目的としてあらためて明記されましたが、少子高齢化が進み、社会や地域、家庭の環境が変化するなかで生じてきている多くの人が抱える多様な“困りごと”に対応していくために、さまざまな力をつないで包括的に支えていく「地域共生社会の実現」という考え方に基づく、さらに広がりのある取組の推進も求められてきています。

本市では、平成18年度に設置した自立支援協議会が、障害者支援のネットワークの中核を担い、分野を超えた支援者や当事者が協働して、生活に関わる課題の解決に向けた支援を推進しています。こうした経験をさらに広げ、障害のある人がいっそう主体的に参加しながら、すべての市民が支えあうことで“自分らしく”生活できるよう、地域のあらゆる力をあわせて、寝屋川市らしい地域共生社会をめざしていきます。

2. 障害者支援の推進において共有する視点

(1) 《自分らしい生活》を支援する

障害の有無や種別、程度などの違いにかかわらず、一人の市民として《自分らしい生活》ができるように、だれもがどのように暮らしたいかを自分で選択し、決定できることを、障害者支援の基本としてすべての取組を推進します。そのために、選択のための情報や経験の機会の提供、理解への補助などの必要な支援を、本人の意思を尊重しながら行います。

そして、選択した生活が実現できるように支援するサービスや環境などを、新たな手法なども活用して開発しながら提供するとともに、本人の思いに沿った《自分らしい生活》を支える質の高い支援とするよう、継続的に取り組みます。

あわせて、《自分らしい生活》を阻害する差別や虐待をなくすよう、予防や解決に向けて取り組みます。

(2) 《包括的な支援》を推進する

乳幼児期から学齢期、青年期、壮年期、高齢期へと、ライフステージを通じて《自分らしい生活》をおくれるように、一人一人の状況や環境をふまえながら、切れ目なくカバーする《包括的な支援》を推進します。

そのために、保健、医療、福祉、教育、雇用、住まい、まちづくりなどのさまざまな分野の取組を連携させて、制度の枠を超え、生活全体のニーズを見通す狭間のない支援をめざします。

また、市や関係機関などの「公」と、市民、団体、事業者などの「民」の多様な主体が、それぞれの“強み”を活かして役割を分担しながら協働していくことで、一人一人のニーズに対応したきめ細かな支援を効果的に進めます。

(3) 《地域共生社会》を実現する

だれもが安心して心豊かに暮らせる地域は、一人一人の《自分らしい生活》と、それを支える《包括的な支援》を進めるうえでの基盤となるものです。

そのために、地域のさまざまな人々が理解しあい、お互いに認めあって、それぞれが“できること・したいこと”で支えあうことを通じて《地域共生社会》を実現していくよう、地域福祉の取組と連動させながら、多様な障害がある人が参加し、共生できる地域づくりをめざします。

また、安心して生活や社会参加ができる環境としてのバリアのないまちづくりを、差別解消のための合理的配慮などとも関連づけながら、都市施設や建築物の整備、情報伝達やコミュニケーションの充実などのさまざまな取組と連動させて推進します。

障害者支援の推進方向

「障害者支援の基本理念」として定めた「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちをつくろう！」を効果的に実現するために、以下の体系に沿った計画的な取組を、市民・団体・事業者・関係機関等と協働して推進します。

【障害者支援の推進体系】

1. 一人一人に寄り添う相談と権利擁護の推進
2. 多様な地域生活を支えるサービス等の充実
3. ライフステージを通じた発達支援の充実
4. 自己実現をめざす就労や社会参加の支援の充実
5. 安心して心豊かに暮らせる地域づくり
6. 障害者支援のネットワークと担い手づくり

1. 一人一人に寄り添う相談と権利擁護の推進

【取組の方向と目標】

- ・ 本人やまわりの人などがニーズに気づき、的確な支援や主体的な活動などにつながるように、ライフステージを通じた生活に関するさまざまな情報をしっかり伝えます。
→ 情報提供の推進
- ・ 必要なときにきちんとつながり、本人の意思を尊重しながら自分らしい生活をおくるために、きめ細かく、的確に支援する相談支援の仕組みを構築します。
→ 相談支援の推進
- ・ 弱い立場に置かれがちな人への差別や虐待を防ぎ、安心して暮らせるように支える包括的な権利擁護の仕組みを構築し、一人一人の状況に応じた支援を推進します。
→ 権利擁護の推進

2. 多様な地域生活を支えるサービス等の充実

【取組の方向と目標】

- ・ 自分らしい生活を支えるために、障害の重度化・多様化や高齢化などによる新たなニーズや、制度の狭間などのニーズにも対応した障害福祉サービス等を推進します。
→ 障害福祉サービス等の推進
- ・ 保健・医療・福祉や住まいの確保などを連動させ、地域での生活を包括的に支援するための仕組みづくりや取組を、高齢分野などとも連動させて推進します。
→ 包括的な支援の仕組みづくり

3. ライフステージを通じた発達支援の充実

【取組の方向と目標】

- ・保健・医療・福祉や教育などの分野や、「公」と「民」の多様な主体が協働し、妊娠期・乳幼児期から学齢期、成人期へと継続して発達を支援する体制をつくります。
→ 発達支援の体制づくり
- ・障害を早期に発見し、一人一人の状況やニーズに応じた療育や訓練を、さまざまところで継続して行う体制をつくります。
→ 障害の発見と療育の推進
- ・障害の有無にかかわらず、就学前から学齢期、成人期にかけて生涯にわたってともに学ぶための環境づくりや、一人一人の状況に応じた支援を推進します。
→ 生涯にわたる学習の推進

4. 自己実現をめざす就労や社会参加の支援の充実

【取組の方向と目標】

- ・自分らしい生活をおくるうえで多様な“思い”に基づく就労や社会参加ができるよう、選択できる場や障害に応じた環境づくり、踏み出すための支援などを推進します。
→ 就労や社会参加の推進

5. 安心して心豊かに暮らせる地域づくり

【取組の方向と目標】

- ・障害のある人もない人もみんなが理解しあい、尊重しあってふれあい、一人一人が“できること・したいこと”で気持ちよく支えあうまちをつくります。
→ 理解し、支えあうコミュニティづくり
- ・一人一人の障害に配慮して移動やコミュニケーションなどのバリアをなくし、安全で快適に暮らせるまちをつくります。
→ バリアのないまちづくり
- ・「公」と「民」が力をあわせ、災害、犯罪、交通事故などから安全なだれもが安心して暮らせるまちと、いざというときに的確に支えあえる仕組みをつくります。
→ 安全・安心なまちづくり

6. 障害者支援のネットワークと担い手づくり

【取組の方向と目標】

- ・障害者の生活に関わる多様な主体が協働し、それぞれの“強み”を活かした効果的な支援の仕組みづくりや取組を、計画的に推進します。
→ 障害者支援のネットワークづくり
- ・さまざまな障害者支援の担い手を増やすとともに、自分らしい生活を支えるという視点で支援の質を高めていきます。
→ 障害者支援の担い手づくり

第2章 障害者支援の推進方策

国・府の指針等をふまえるとともに、障害者長期計画で定めた「障害者支援の推進方向」での【取組の方向と目標】の実現に向けて、計画期間である令和3～5年度に取り組むことを、以下のように定めます。

1. 障害者支援の推進体系

障害者長期計画で定めた「障害者支援の推進方向」をふまえ、以下の体系で取組を推進します。

- (1) 一人一人に寄り添う相談と権利擁護の推進
 - 【推進する取組】 ・ 情報提供の推進
 - ・ 相談支援の推進
 - ・ 権利擁護の推進
- (2) 多様な地域生活を支えるサービス等の充実
 - 【推進する取組】 ・ 障害福祉サービス等の推進
 - ・ 包括的な支援の仕組みづくり
- (3) ライフステージを通じた発達支援の充実《障害児福祉計画》
 - 【推進する取組】 ・ 発達支援の体制づくり
 - ・ 障害の発見と療育の推進
 - ・ 生涯にわたる学習の推進
- (4) 自己実現をめざす就労や社会参加の支援の充実
 - 【推進する取組】 ・ 就労や社会参加の推進
- (5) 安心して心豊かに暮らせる地域づくり
 - 【推進する取組】 ・ 理解し支えあうコミュニティづくり
 - ・ バリアのないまちづくり
 - ・ 安全・安心なまちづくり
- (6) 障害者支援のネットワークと担い手づくり
 - 【推進する取組】 ・ 障害者支援のネットワークづくり
 - ・ 障害者支援の担い手づくり

2. 障害者支援の取組で重視する考え方

障害者長期計画で定めた「障害者支援の基本方向」に沿って、この計画に基づくさまざまな取組を推進していくうえで重視する考え方を、本市の障害者支援をとりまく状況やこれまでの取組の成果と課題をふまえ、次のように示します。

(1) だれもが「共生」する社会をめざす

社会保障制度改革や地域福祉の推進において「地域共生社会」の実現が目標とされているなかで、だれもが“ともに”暮らす社会づくりをめざしてきた障害福祉の取組を活かすとともに、「誰一人取り残さない」ことを目標に掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方や、「住みたい、住み続けたいと感じる魅力あるまちづくり」をめざす本市の総合計画とも連動させて、すべての人の権利がまもられ、一人一人が“自分らしく”生活できる地域づくりをいっそう進めることを重視し、すべての取組を推進します。

(2) ライフステージを通じて支援する

「地域共生社会」は、公・民の多様な主体が連携し、生活に関わるさまざまな分野の制度の枠を超えて、包括的に支援する仕組みづくりをめざしています。障害のある人が児童期、成人期、高齢期などの各々のライフステージで必要とする支援を充実するとともに、生活の継続性に対応した支援を行っていくよう、いっそう幅広く連携してサービスや活動を推進します。そのなかで、人口構成の高齢化にともなって大きな課題となっている高齢期の障害者・支援者等への支援や、いわゆる“親亡き後”の暮らしへの支援などにも取り組んでいきます。

(3) 災害や感染症に備える

近年、南海トラフ巨大地震の懸念や気候変動による風水害の増加など、自然災害への市民の不安が高まっています。また、新型コロナウイルス感染症が生活や社会経済に大きな影響を与えていることもふまえ、災害や感染症への備えや発生時の対応などを意識して、各サービスや活動を推進します。あわせて、災害や感染症は市民の関心が高いことから、それらが発生したときに弱い立場に置かれがちな障害者の課題をみんなが“わがごと”として理解し、平時からのつながりや支えあいに結びつくよう、意識した取組も進めていきます。

3. 障害者・障害児支援の【成果目標】

本市では障害福祉計画、障害児福祉計画の策定に関する国・府の指針等で示されている事項に加え、障害者長期計画で定めた「障害者支援の推進方向」に基づく取組を推進するため次の【成果目標】を設定し、市民、団体、事業者、関係機関等との協働のもとで、体系的な取組を展開します。

【推進体系】	【成果目標】
1. 一人一人に寄り添う相談と権利擁護の推進	① 多様な方法を活用した情報の発信と情報伝達の推進 ② 「包括的な支援」につながる相談支援体制の充実 [◎] ★ ③ 権利をまもり、差別や虐待を防止する取組の推進
2. 多様な地域生活を支えるサービス等の充実	④ 地域生活への移行に向けた支援の充実 [◎] ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 [◎] ・地域生活支援（拠点）システムの機能の充実 [◎] ⑤ 多様なニーズに対応する生活支援サービスや活動の充実 ★ ⑥ 障害に配慮した健康づくりや医療の推進 [○]
3. ライフステージを通じた発達支援の充実	⑦ 多様なニーズに対応する障害児や親への支援の充実 [◎] ★ ⑧ 支援教育・高等教育の充実 ⑨ 生涯学習・スポーツや文化芸術活動の推進 [○]
4. 自己実現をめざす就労や社会参加の支援の充実	⑩ 障害者雇用等の拡充と定着への支援の充実 [◎] ★ ⑪ 福祉的就労や中間的就労などの多様な就労の推進 [※] ⑫ 多様な社会参加の場づくりと参加の支援 [○]
5. 安心して心豊かに暮らせる地域づくり	⑬ 「地域共生社会」への理解と主体的な参加の促進 [○] ⑭ だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり ⑮ 安全・安心に暮らせる防災・防犯・交通安全等の取組
6. 障害者支援のネットワークと担い手づくり	⑯ 自立支援協議会を活かした障害者支援のネットワークの充実 ⑰ 計画のPDCIを通じた全庁的な障害者支援の推進 ⑱ 障害者支援の多様な人材の確保と支援の質の向上 [◎]

[◎] 国の基本指針で成果目標として示された事項

[○] 個別施策にかかる見直しとして示された事項

[※] 大阪府の基本的な考え方で示された成果目標に関する事項
(他は、寝屋川市障害者長期計画に基づき市が独自に定めた成果目標)

★ 《重点的に取り組む事項》

《国・府の指針等に基づく数値目標等》

国の基本方針、大阪府の基本的な考え方に基づき、以下の【成果目標】について、数値等による目標を設定します。

【成果目標 ②】「包括的な支援」につながる相談支援体制の充実

《数値目標》

- ・ 基幹相談支援センター 1 か所（継続して設置・運営）

《設定の考え方》

相談支援体制の充実・強化等を図るため、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、令和5年度末までに基幹相談支援センターをすべての市町村に設置することを目標としています。本市では平成27年度に基幹相談支援センターを設置しており、引き続き運営を行っていくこととします。

【成果目標 ④】地域生活への移行に向けた支援の充実

《数値目標》

- ・ 地域移行者数 令和5年度末までに8人
- ・ 施設入所者の削減数 令和5年度末までに2人

《設定の考え方》

福祉施設から地域生活に移行する人数の目標は、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上としており、本市では、令和元年度末の施設入所支援利用者124人の6%にあたる8人を目標値として設定します。また、福祉施設入所者の人数の削減目標は、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上としており、本市では、令和元年度末の施設入所支援利用者124人の1.6%にあたる2人を目標値として設定します。

【成果目標 ④】地域生活への移行に向けた支援の充実

・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

《数値目標》

- ・ 精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数 316日
- ・ 精神病院での1年以上の長期入院者数 116人
- ・ 精神病院の早期退院率 入院後3か月時点 69%
- 入院後6か月時点 86%
- 入院後12か月時点 92%

《設定の考え方》

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するうえでの目標として、精神障害者が精神病床から退院して1年以内の地域での平均生活日数は、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では316日としています。また、大阪府は府域の実績をふまえて令和5年6月末時点の精神病院の全入院患者を16,000人と推計し、そのなかでの1年以上の長期入院者の割合を54.3%とするよう独自の目標を設定しており、府内の各自治体で按分すると本市では116人となります。さらに、早期退院を推進する観点からの目標として、入院後3か月時点、6か月時点、12か月時点の退院率を、それぞれ69%、86%、92%としています。

本市でもこれらを目標値と位置づけ、府と連携して実績を検証しながら、自立支援協議会の取組などとも連動させて、地域生活への移行と定着の支援を着実に推進することとします。

【成果目標 ④】 地域生活への移行に向けた支援の充実

・地域生活支援（拠点）システムの機能の充実

《数値目標》

- | | |
|---------------|------------|
| ・地域生活支援拠点等の確保 | 1 箇所（面的整備） |
| ・運用状況の検証・検討回数 | 1 回 |

《設定の考え方》

地域生活支援拠点等について、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、各市町村または障害保健福祉圏域ごとに1つ以上確保し、運用状況を年1回検証、検討することとしています。

本市では、面的整備の手法での「地域生活支援（拠点）システム」の整備を平成30年度より推進しており、自立支援協議会の全体会で毎年検証、検討を行いながら、引き続き充実を図っていくこととします。

【成果目標 ⑦】 多様なニーズに対応する障害児や親への支援の充実

《数値目標》

- | | |
|-------------------------------|------|
| ・児童発達支援センターの設置数 | 3 箇所 |
| ・保育所等訪問支援を実施する事業所数 | 3 箇所 |
| ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数 | 1 箇所 |
| ・主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数 | 3 箇所 |
| ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | 設置 |
| ・医療的ケア児等コーディネーターの配置数 | 2 人 |

《設定の考え方》

障害児支援の提供体制を整備するため、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置するとともに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとしています。本市では指定管理者制度で運営している市立あかつき・ひばり園を児童発達支援センターとし、保育所等訪問支援も実施していることから、継続して事業を実施することとします。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所について、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、府域で把握している重症心身障害児の人数を事業所の平均的な登録児童数で割った目標値を設定することとしています。これに基づき、本市では令和5年度に児童発達支援事業所を1か所、放課後等デイサービス事業所を3か所とすることを目標値として設定します。

医療的ケア児への支援を推進するため、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、令和5年度末までに医療依存度の高い重症心身障害児者等に関する関係機関の協議の場を設置することとしています。また、医療的ケア児等コーディネーターを、令和5年度末までに、少なくとも福祉関係1人、医療関係1人を基本に地域の実情に応じて配置することとしています。本市では、平成30年度に自立支援協議会に「医療的ケア児支援検討会」を設置しており、いっそうの活性化を図るとともに、医療的ケア児等コーディネーターとして2人（福祉関係1人、医療関係1人）を配置することを目標値として設定します。

【成果目標 ⑩】 障害者雇用等の拡充と定着への支援の充実

《数値目標》

- | | |
|----------------------------|------------|
| ・ 就労移行支援事業等からの一般就労者数 | 令和5年度に112人 |
| 《内訳》 就労移行支援 | 89人 |
| 就労継続支援A型 | 15人 |
| 就労継続支援B型 | 8人 |
| ・ 就労定着支援事業の利用者数 | |
| 令和5年度に一般就労に移行して6か月継続した人の7割 | |
| ・ 就労定着率が8割以上の事業所 | 令和5年度に7割以上 |

《設定の考え方》

就労移行支援事業等の日中活動系のサービスを利用して企業等での一般就労に移行する人の目標は、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、令和元年度実績の1.27倍とし、利用する事業別では、就労移行支援を1.30倍、就労継続支援A型を1.26倍、就労継続支援B型を1.23倍とするとともに、平成元年度の各市町村の実績に基づいて按分した目標値を示しています。これをふまえ、就労移行支援は89人、就労継続支援A型は15人、就労継続支援B型は8人の、あわせて112人を目標値として設定します。

就労定着支援事業の利用者数の目標は、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、就労移行支援事業等を利用して一般就労し6か月継続した人の7割としており、本市でも7割を目標値として設定します。また、就労定着支援事業の就労定着率について、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とすることとしており、本市でも7割以上を目標値として設定します。

【成果目標 ⑪】 福祉的就労や中間的就労などの多様な就労の推進

《数値目標》

- ・ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額 9,108円（月額）

《設定の考え方》

大阪府は、府独自の成果目標として、個々の就労継続支援（B型）事業所において設定した目標工賃等を参考とし、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上委員会の意見をふまえて工賃の平均額の目標を定め、市町村においても管内の就労継続支援（B型）事業所において設定した目標工賃をふまえて設定することとしています。本市では、市内事業所の目標工賃の平均額は8,280円ですが、令和元年度実績が8,842円であることから、市などによる優先調達等も積極的に行いながら、事業所の目標工賃を10%高めて9,108円とすることを目標値として設定します。

【成果目標 ⑱】 障害者支援の多様な人材の確保と支援の質の向上

《取組目標》

- ・ 支給決定や審査の担当職員が府の連絡会や各種研修に参加してスキルアップ
- ・ 障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を事業者連絡会等を通じて共有

《設定の考え方》

報酬請求の過誤の調整などの事務負担を軽減し利用者への支援の充実と適切なサービス利用を図るとともに、指導監査の適切な実施などによって障害福祉サービス等の質の向上を図るため、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等についての注意喚起を行うとともに、不正請求等の未然防止や発見のための市町村との連携体制の構築、事業者等に対する指導について市町村と協議する場の設置を行うこととし、市町村も報酬の審査体制や適正な指導監査等の実施等について目標を設定するとともに、研修の実施等により職員の資質向上に努めることとしています。

これに基づき、本市は上記の目標を設定し、取組を推進します。

《重点的に取り組む事項》

18項目の【成果目標】に基づく取組を計画的、体系的に推進するうえで、障害者支援の基軸となる次の4つの【成果目標】を特に重点的に取り組む事項と定め、「先導的な取組」をはじめとして積極的に推進していきます。

【成果目標 ②】「包括的な支援」につながる相談支援体制の充実

“自分らしい”生活をおくるための支援を行ううえでの“要”となる相談支援を的確に利用できるよう、基幹相談支援センターを中心としたネットワークを充実するとともに、地域福祉計画を通じて推進する包括的な相談体制づくりの取組とも連動して、身近なところで相談でき、適切な支援につながる仕組みの充実と体制の確保や、一人一人の“思い”に寄り添う相談支援を行うためのスキルを高める取組を推進します。

《先導的な取組》

- ・包括的な相談体制づくりの取組とも連動した障害分野の相談支援のネットワークのあり方を協議する場を設置し、基幹相談支援センターの機能や、主任相談支援専門員の配置をはじめとする体制、ライフステージに応じた相談支援の質を高めるための連携や支援のあり方などについて検討します。
- ・自立支援協議会の相談支援部会が中心となって、相談支援事業者や相談支援専門員の確保に向けた検討や、スキルアップのための研修などを実施します。

【成果目標 ⑤】多様なニーズに対応する生活支援サービスや活動の充実

障害のある人が地域で生活するうえでのニーズが多様化、複雑化し、多岐にわたる分野の機関や団体、事業者などがいっそう連携して効果的に支援を進めるとともに、新たなサービス、活動、担い手などを創出していくことが求められています。そのため、幅広い関係者等のネットワークを活かして検討を進めながら、いっそう協働した取組を行っていきます。また、重要な課題のひとつとして、障害のある人や介護する家族などの高齢化が進んでいることをふまえ、高齢期の障害者・支援者への支援や、いわゆる“親亡き後”の支援、8050問題などに、関連する分野とも連携して取り組みます。

《先導的な取組》

- ・地域生活支援調整会議をはじめとする自立支援協議会の各会議などを通じて把握された、分野を超えた課題への効果的な対応を進めるため、課題に応じて部会を横断した検討や連携ができる仕組みを構築し、各分野が協働できる支援体制づくりを推進します。

- ・障害者や支援者が高齢化していることをふまえ、高齢障害者や“親亡き後”の支援、8050問題などについての対応を協議する場を設置し、高齢分野で取り組まれている地域包括ケアシステムなどとも連携して推進するよう検討します。

【成果目標 ⑦】 多様なニーズに対応する障害児や親への支援の充実

支援を必要とする子どもが増加し、発達障害、医療的ケア、精神障害なども含めて支援のニーズが多様化していることをふまえ、母子保健や子育て支援、教育などの分野とあっそう連携した障害児支援を進めていくことが求められています。そのため、継続的な支援を行っていくうえで課題となっている義務教育終了後の年代も含め、あっそう多様な機関などが情報や課題を共有し、連携できる取組を推進します。

《先導的な取組》

- ・障害児支援のニーズが増加し、多様化、複雑化していることをふまえ、自立支援協議会の障害児部会や障害児関係機関協議会等を通じて、新生児期や連携が希薄になりがちな高校生年代などを含め、各年代の障害児支援や子育て支援に関わる部局や機関・団体等が課題を共有し、あっそう連携を強化して対応していくための協議と取組を進めます。

【成果目標 ⑩】 障害者雇用等の拡充と定着への支援の充実

就労支援を通じて多くの人が企業等に就職するなかで、生活面の課題などで就労の継続が難しい人などへの支援が大きな課題となっています。また、新型コロナウイルス感染症が経済に与えている打撃により、障害者の雇用の継続や新規の採用などにも大きな影響が生じていることをふまえ、就業と生活などの一体的な支援をあっそう推進するよう、就労支援と生活支援の関係者等が連携して検討し、取組を推進します。

《先導的な取組》

- ・自立支援協議会の就労支援部会と相談支援部会等が連携して協議し、就労分野と福祉分野の専門機関や相談支援・サービス事業者等があっそう連携して一体的な支援を進めることができる仕組みづくりや取組を推進します。
- ・自立支援協議会の就労支援部会を中心として関係部局・関係機関・団体、事業者等が課題の共有や支援の方策を検討し、新型コロナウイルス感染症の障害者の就労への影響に対応した取組を推進します。

(1) 一人一人に寄り添う相談と権利擁護の推進

【取組の方向と目標】（障害者長期計画）

- ・ 本人やまわりの人などがニーズに気づき、的確な支援や主体的な活動などにつながるように、ライフステージを通じた生活に関するさまざまな情報をしっかり伝えます。
→ 情報提供の推進
- ・ 必要なときにきちんとつながり、本人の意思を尊重しながら自分らしい生活をおくるために、きめ細かく、的確に支援する相談支援の仕組みを構築します。
→ 相談支援の推進
- ・ 弱い立場に置かれがちな人への差別や虐待を防ぎ、安心して暮らせるように支える包括的な権利擁護の仕組みを構築し、一人一人の状況に応じた支援を推進します。
→ 権利擁護の推進

【成果目標】

① 多様な方法を活用した情報の発信と情報伝達の推進

【情報発信を充実します】

- ・ 障害者の生活や支援に関する公・民の多様な情報の発信を、インターネットやメール、スマートフォンなどのICT（情報通信技術）も含めた多様な方法や機会を活用して充実
- ・ わかりやすい情報発信のための工夫を、当事者のニーズや意見をふまえ、情報バリアフリーに配慮して推進

【情報を的確に受け取り、活用するための支援を推進します】

- ・ 必要な情報を得る意識やICTの活用などのスキルを高める呼びかけや、情報が得にくい人に伝える取組を、身近な団体や事業者等のつながりも活かして推進
- ・ 必要な情報の選択や活用を支援する取組を、各種の相談等を通じて推進

② 「包括的な支援」につながる相談支援体制の充実 [◎] 《重点的に取り組む事項》

【相談支援のネットワークを充実します】

- ・ ライフステージを通じた多様な課題に対応する継続的な相談支援を行うため、自立支援協議会等を通じた連携や、「地域共生社会」に向けた包括的な相談体制づくりの取組を通じて、相談機関等のネットワークを充実
- ・ 相談機関のネットワークを活かし、関係機関等の相互理解と情報共有、支援における連携強化の仕組みづくりなどを推進

- ・生活の変化に適切に対応した支援を行うため、進学・卒業、就労や、地域移行などの“区切り”の時期の相談支援と、適切な引き継ぎなどを推進

【相談支援の体制を充実します】

- ・基幹相談支援センターが多様な相談支援に対応するネットワークの中心としての役割を担うとともに、主任相談支援専門員の配置等による相談支援体制の強化を推進
- ・計画相談支援・障害児相談支援をニーズに応じて着実に実施するよう、事業者や相談支援専門員の確保を推進
- ・さまざまな“困りごと”や不安を身近に相談できるよう、多様な相談の仕組みと障害のある人への対応の充実を、地域福祉計画を通じた包括的な相談体制の充実の取組等と連動して推進
- ・当事者どうしが相談しあうピアカウンセリングなどを推進

《先導的な取組》

- ・包括的な相談体制づくりの取組とも連動した障害分野の相談支援のネットワークのあり方を協議する場を設置し、基幹相談支援センターの機能や、主任相談支援専門員の配置をはじめとする体制、ライフステージに応じた相談支援の質を高めるための連携や支援のあり方などについて検討します。

【相談支援の質を高めます】

- ・“自分らしい”生活を実現するため、自己決定を尊重・支援する相談支援を推進するよう、事業者の意識や相談支援専門員のスキルを高める取組や、サービス等利用計画のモニタリングチェックなどを推進
- ・セルフプランの充実を図るため、情報提供などの支援を充実するとともに、計画相談支援・障害児相談支援の利用を推進

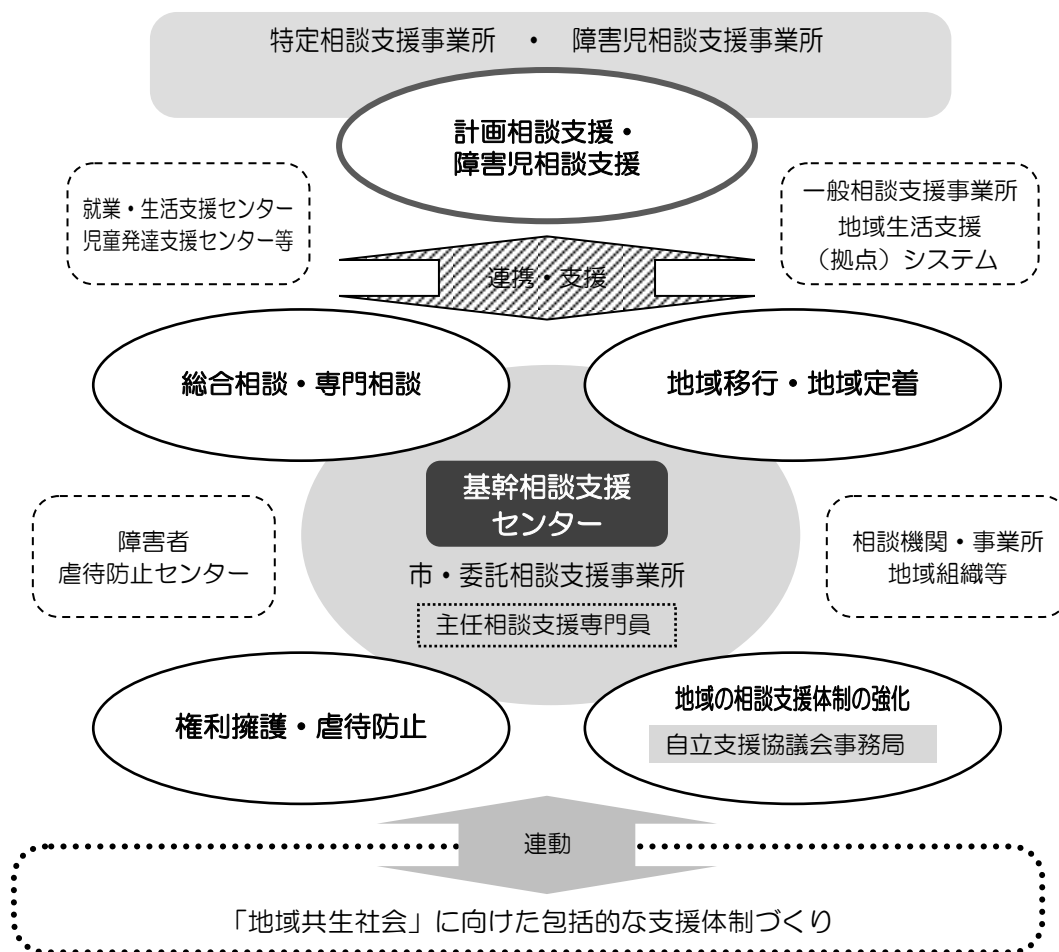
《先導的な取組》

- ・自立支援協議会の相談支援部会が中心となって、相談支援事業者や相談支援専門員の確保に向けた検討や、スキルアップのための研修などを実施します。

《数値目標》

- ・基幹相談支援センター 1か所（継続して設置・運営）

《基幹相談支援センターを中核とした相談支援ネットワークの充実》



③ 権利をまもり、差別や虐待を防止する取組の推進

【権利擁護への理解と実践を広げます】

- ・ 障害のある人の権利擁護への市民や事業者等の理解を広げるよう、多様な機会を活かして啓発・学習を充実
- ・ 啓発や学習の取組を活かし、日常的な配慮や支えあいなどの実践への参加を推進

【後見的支援を充実し、利用を促進します】

- ・ 成年後見制度等を必要に応じて利用できるよう、後見的支援を推進する仕組みや体制の充実を、地域福祉計画（成年後見制度利用促進計画）に基づく取組と連動して推進

【差別解消と適切な配慮を推進します】

- ・ 障害のある人への差別の解消に向けた啓発や相談、個別ケースの対応などの取組を、差別解消支援地域協議会を活かして推進
- ・ 市の各種事業等での差別解消や適切な配慮（合理的配慮）をいっそう推進するとともに、事業者等への呼びかけや情報提供などの支援を、障害者差別解消法の改正もふまえて推進

【虐待を防止します】

- ・ 障害のある人への虐待を防止するよう、広く市民に啓発を行うとともに、介護等の負担による虐待を防止するための支援や意識・スキルを高める取組、重篤案件の発生要因の分析・検証などを虐待防止地域協議会の取組等も通じて推進
- ・ 虐待の早期発見や相談・通報を市民や事業者等に呼びかけ、電子メール等も活用した受付体制を整備
- ・ 虐待の解決に向けた支援や資源の充実を、高齢、児童、ドメスティックバイオレンス（配偶者等からの暴力）などの分野と連携しながら推進

《合理的配慮》

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年6月に制定された障害者差別解消法は、行政機関や事業者等に対して、不当な差別的な取り扱いの禁止と、合理的配慮の提供を定めています。

不当な差別的な取り扱いとは、障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由として差別することです。

合理的配慮は、障害のある人から社会のなかにあるバリアを取り除くためになんらかの対応が必要だという意思が伝えられたときは、負担が重すぎない範囲で対応することを求めるものです。

(2) 多様な地域生活を支えるサービス等の充実

【取組の方向と目標】（障害者長期計画）

- ・自分らしい生活を支えるために、障害の重度化・多様化や高齢化などによる新たなニーズや、制度の狭間などのニーズにも対応した障害福祉サービス等を推進します。
→ 障害福祉サービス等の推進
- ・保健・医療・福祉や住まいの確保などを連動させ、地域での生活を包括的に支援するための仕組みづくりや取組を、高齢分野などとも連動させて推進します。
→ 包括的な支援の仕組みづくり

【成果目標】

④ 地域生活への移行に向けた支援の充実 [◎]

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 [◎]
- ・地域生活支援（拠点）システムの機能の充実 [◎]

【地域生活への移行を支援します】

- ・福祉施設や医療機関からの地域生活への移行や、家族から独立してひとり暮らしをする人などを支援するよう、移行と定着のための相談支援を、地域移行支援事業、地域定着支援事業等を含む多様なアプローチや手法で推進
- ・居住支援協議会（Osakaあんしん住まい推進協議会）等とも連携した地域での居住の場と支援体制の確保や、多様な生活スタイルやニーズに応じた支援の展開、サービス・活動の提供・開発を、多様な機関や事業者等が連携して推進

【地域包括ケアシステムを充実します】

- ・精神障害をはじめ、地域生活への支援を医療・福祉や地域生活に関わるさまざまな分野が連携して効果的に行う地域包括支援ケアシステムを、自立支援協議会での連携や、高齢分野の取組とも連動させて推進

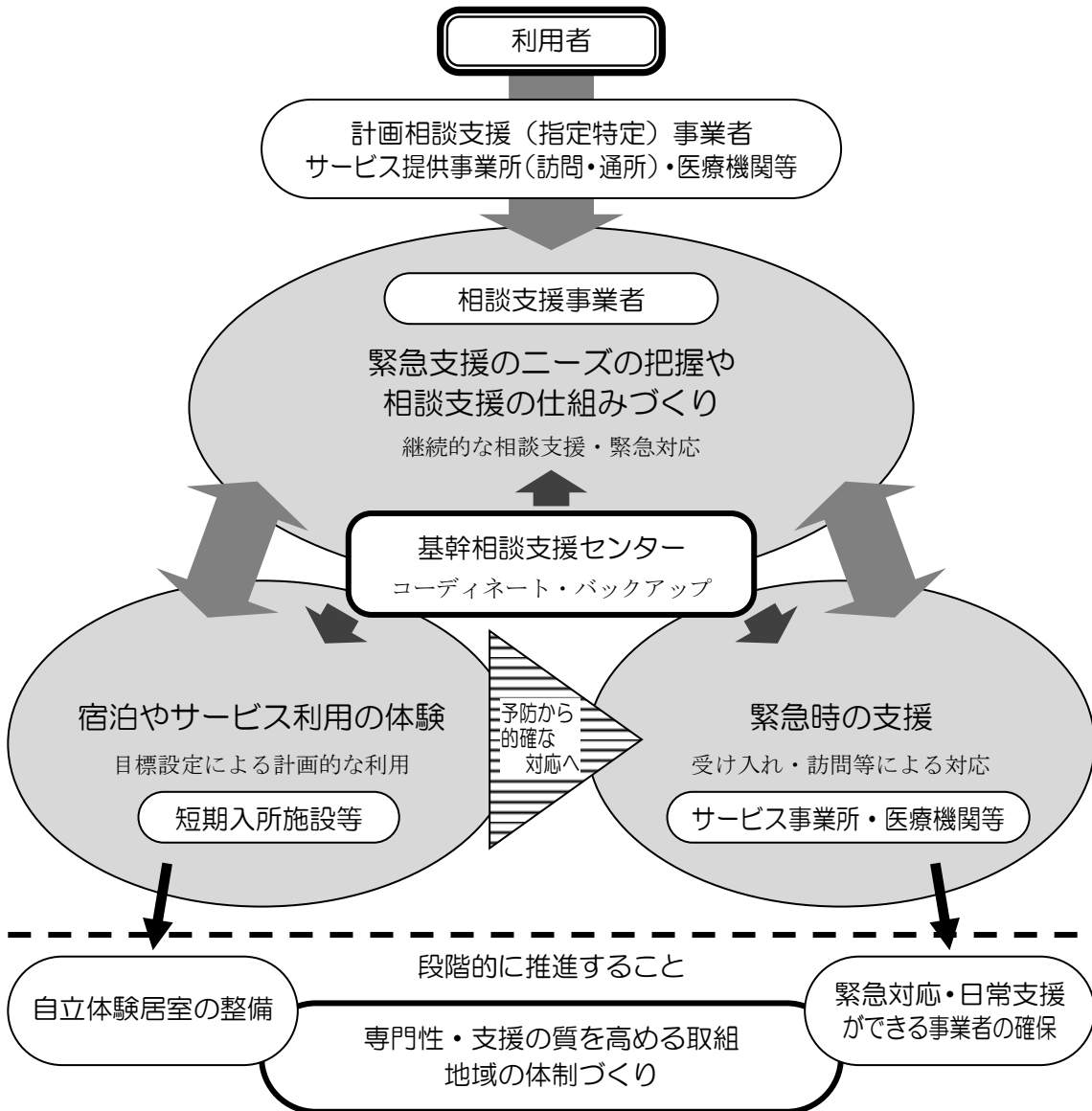
【地域生活支援（拠点）システムを充実します】

- ・地域で生活するうえでの緊急時などに的確に対応するよう、一時保護ができる居室の確保や“親亡き後”も見据えて宿泊の体験などに取り組みながら、相談や受け入れの体制づくり（拠点や施設、人材、情報共有の仕組み等）を推進
- ・相談支援・サービス事業者、関係機関等と連携し、緊急時の支援を必要とする人や世帯の把握と、支援へのつなぎを推進
- ・拠点機能を活かして効果的に連携して支援するため、地域全体で支える体制の充実に向けた取組を推進

《数値目標》

・地域移行者数	令和5年度末までに8人
・施設入所者の削減数	令和5年度末までに2人
・精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数	316日
・精神病院での1年以上の長期入院者数	116人
・精神病院の早期退院率	入院後3か月時点 69%
	入院後6か月時点 86%
	入院後12か月時点 92%
・地域生活支援拠点等の確保	1か所（面的整備）
・運用状況の検証・検討回数	1回

《面的整備による地域生活支援（拠点）システム》



⑤ 多様なニーズに対応する生活支援サービスや活動の充実《重点的に取り組む事項》

【生活支援サービス・活動を充実します】

- ・ 障害福祉サービス等をニーズに応じて的確に提供するため、本計画で定めた活動指標に基づき、事業者・従事者の確保と、適切な利用を促進するための取組を推進
- ・ 制度やサービスの狭間となるニーズに対応するため、他分野との連携なども含めたサービスや活動の開発や、柔軟な利用に向けた運用の改善などを推進、介護保険事業者による共生型サービスなども推進
- ・ 補助犬、介護ロボットやAIなどの新たな手法の開発・普及や利用を促進するよう、利用者への支援の仕組みづくりなどを検討

《先導的な取組》

- ・ 地域生活支援調整会議をはじめとする自立支援協議会の各会議などを通じて把握された、分野を超えた課題への効果的な対応を進めるため、課題に応じて部会を横断した検討や連携ができる仕組みを構築し、各分野が協働できる支援体制づくりを推進します。

【複雑な“困りごと”などへの支援を推進します】

- ・ 生活困窮や複合的なニーズがある世帯などの複雑な“困りごと”に対応するため、分野や立場を超えた包括的、伴走的な支援の仕組みづくりや新たなサービスの開発などを、地域福祉計画による包括的な相談体制づくりと連動して推進

【“親亡き後”などの問題に取り組めます】

- ・ 障害者や介護者の高齢化、“親亡き後”の生活、8050問題などへの支援のあり方を検討し、地域生活支援（拠点）システム等も活用した支援の仕組みづくりなどを推進

《先導的な取組》

- ・ 障害者や支援者が高齢化していることをふまえ、高齢障害者や“親亡き後”の支援、8050問題などについての対応を協議する場を設置し、高齢分野で取り組まれている地域包括ケアシステムなどとも連携して推進するよう検討します。

【サービス等の適切な利用を促進します】

- ・ サービス等をニーズに応じて適切に利用できるよう、情報提供の充実や手続きの改善、負担軽減などの支援を充実、発達障害や高次脳機能障害、難病の人などへの利用の呼びかけも推進
- ・ 支援が必要な人が自らのニーズに気づき認識したり、まわりの人が潜在的なニーズを把握し、相談や支援につなぐ取組を、地域福祉計画による包括的な相談体制の充実とも連動して推進

⑥ 障害に配慮した健康づくりや医療の推進 [○]

【健康づくりや重度化防止などを支援します】

- ・ 障害のある人も含め、市民の主体的な健康管理や心身の健康づくり、障害の特性をふまえた疾病や二次障害を予防して重度化を防止する取組を、健康増進計画や高齢者保健福祉計画と連動して支援
- ・ 健康管理や健康づくりに関する事業、地域での活動などでの、障害者への配慮を充実

【障害者に配慮した医療を充実します】

- ・ 難病や障害に応じた専門的な医療の受診の支援や、医療機関の受診・入院等での障害者への適切な配慮を推進

【依存症対策に取り組みます】

- ・ アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症の防止や対策などへの理解を広げるための啓発と、依存症の人や家族への支援の取組を、健康増進計画に基づいて推進

【感染症の予防や対策に取り組みます】

- ・ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症予防や対策を、市の「新型インフルエンザ等対策行動計画」もふまえて推進

(3) ライフステージを通じた発達支援の充実《障害児福祉計画》

【取組の方向と目標】（障害者長期計画）

- ・保健・医療・福祉や教育などの分野や、「公」と「民」の多様な主体が協働し、妊娠期・乳幼児期から学齢期、成人期へと継続して発達を支援する体制をつくります。
→ 発達支援の体制づくり
- ・障害を早期に発見し、一人一人の状況やニーズに応じて療育や訓練を、さまざまところで継続して行う体制をつくります。
→ 障害の発見と療育の推進
- ・障害の有無にかかわらず、就学前から学齢期、成人期にかけて生涯にわたってともに学ぶための環境づくりや、一人一人の状況に応じた支援を推進します。
→ 生涯にわたる学習の推進

【成果目標】

⑦ 多様なニーズに対応する障害児や親への支援の充実 [◎] 《重点的に取り組む事項》

【継続的な発達支援のネットワークを充実します】

- ・出生時、乳幼児期、義務教育期、高校生年代から成人期につながる公・民、幅広い分野の関係機関等の連携を強化
- ・医療的ケア児の発達段階に応じた支援や難聴児への支援、障害児施設入所児の18歳以上の支援や地域支援・交流機能の充実を府とも連携して推進
- ・個別の教育支援計画・指導計画やサポート手帳等を活用して支援機関等が目標や情報を共有し、連携した支援を行う仕組みづくりを推進

《先導的な取組》

- ・障害児支援のニーズが増加し、多様化、複雑化していることをふまえ、自立支援協議会の障害児部会や障害児関係機関協議会等を通じて、新生児期や連携が希薄になりがちな高校生年代などを含め、各年代の障害児支援や子育て支援に関わる部局や機関・団体等が課題を共有し、いっそう連携を強化して対応していくための協議と取組を進めます。

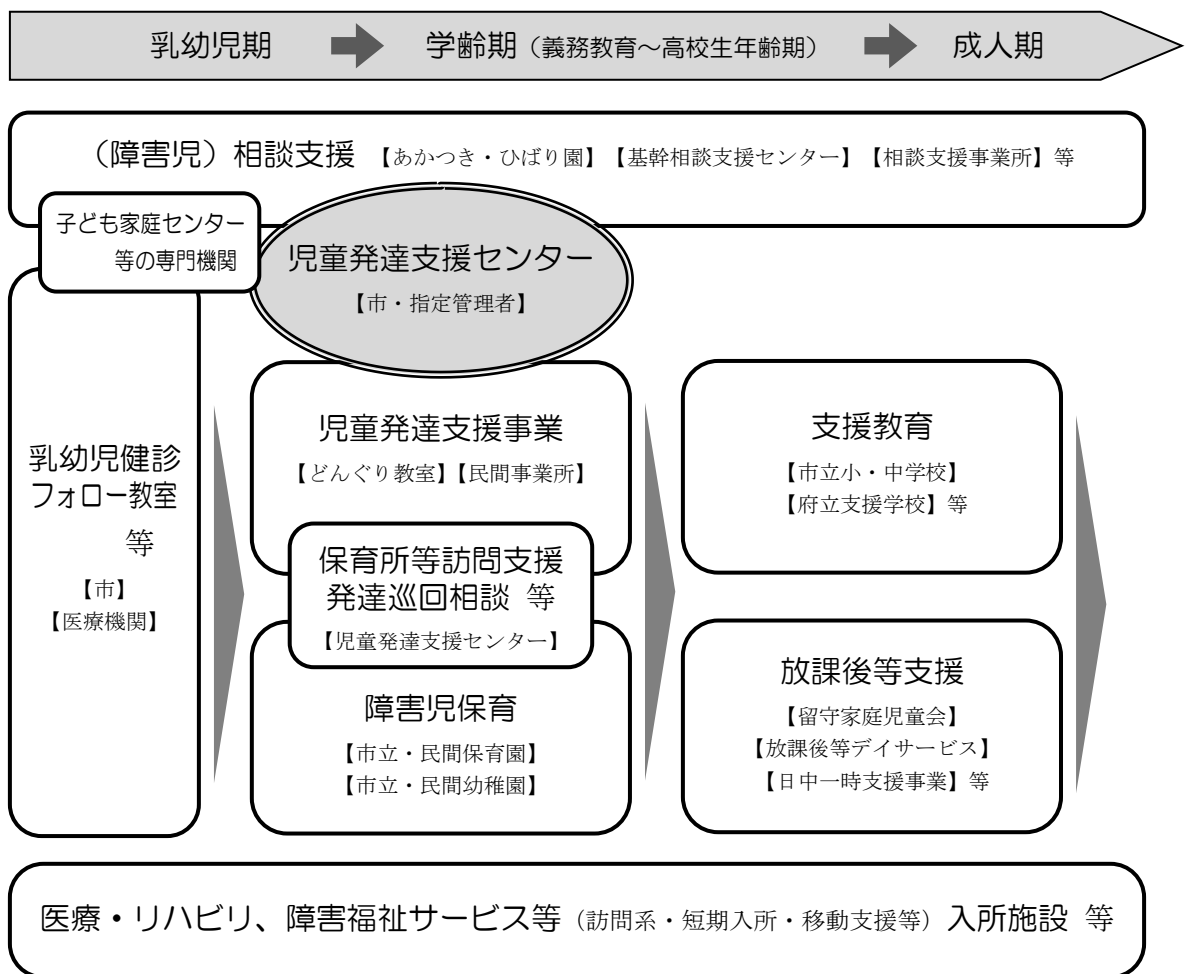
【障害児や保護者への支援を充実します】

- ・児童発達支援センターと関係機関等が連携し、発達障害、強度行動障害、高次脳機能障害、精神障害や医療的ケアなどを含む多様なニーズに応じた療育や放課後支援等を推進、障害児と健常児・地域がつながる取組もいっそう推進
- ・ペアレントプログラム等の保護者への支援をいっそう推進
- ・障害のある親や多問題世帯などに、子育て支援等の関連分野等とも連携した効果的な支援を推進

《数値目標》

・ 児童発達支援センターの設置数	3 か所
・ 保育所等訪問支援を実施する事業所数	3 か所
・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1 か所
・ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	3 か所
・ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
・ 医療的ケア児等コーディネーターの配置数	2 人

《継続的な障害児支援のネットワーク》



⑧ 支援教育・高等教育の充実

【支援教育を充実します】

- ・ 就学前の支援から継続した支援教育を行うための、引き継ぎや連携などを充実
- ・ 一人一人のニーズにあった支援教育や個別支援を行うため、地域の学校の教育環境の整備や支援のスキルアップ、支援学校との連携を強化
- ・ 学齢期の障害児への療育・リハビリテーション等の支援や、学校等での医療的ケア児等への支援、生活課題への支援などを、福祉分野の関係機関等とも連携して推進

【障害児者に配慮した高等教育を充実します】

- ・ 高等学校卒業後の学びの場づくりについての検討や、大学等との連携による高等教育への支援を推進

⑨ 生涯学習・スポーツや文化芸術活動の推進 [○]

【障害者に配慮した生涯学習・スポーツ、文化芸術活動等を推進します】

- ・ 生涯学習・生涯スポーツや、文化芸術活動、読書活動等への参加を促進するよう、ニーズをふまえたプログラムや場づくり、参加のための配慮や環境整備と支援などの充実を、社会教育推進計画等とも連動して推進

(4) 自己実現をめざす就労と社会参加の支援の充実

【取組の方向と目標】（障害者長期計画）

- ・自分らしい生活をおくるうえで多様な“思い”に基づく就労や社会参加ができるよう、選択できる場や障害に応じた環境づくり、踏み出すための支援などを推進します。

→ 就労や社会参加の推進

【成果目標】

⑩ 障害者雇用等の拡充と定着への支援の充実 [◎] 《重点的に取り組む事項》

【障害者雇用を推進します】

- ・多様なニーズに応じた企業等での就労に向けた準備や実習等を通じた支援を、関係機関等の連携をいっそう強化しながら充実
- ・発達障害や難病などを含め多様なニーズのある人を受け入れる障害者雇用の推進や起業などによる就労の場づくりを、生活困窮者自立支援の取組などとも連携して推進

《先導的な取組》

- ・自立支援協議会の就労支援部会を中心として関係部局・関係機関・団体、事業者等が課題の共有や支援の方策を検討し、新型コロナウイルス感染症の障害者の就労への影響に対応した取組を推進します。

【就労定着のための支援を充実します】

- ・生活面の課題がある人などの就労定着のため、福祉分野の相談支援やサービス等と連動した支援を充実、就業している人の交流や居場所づくりも推進

《先導的な取組》

- ・自立支援協議会の就労支援部会と相談支援部会等が連携して協議し、就労分野と福祉分野の専門機関や相談支援・サービス事業者等がいっそう連携して一体的な支援を進めることができる仕組みづくりや取組を推進します。

《数値目標》

- ・ 就労移行支援事業等からの一般就労者数 令和5年度に112人
 - 《内訳》 就労移行支援 89人
 - 就労継続支援A型 15人
 - 就労継続支援B型 8人
- ・ 就労定着支援事業の利用者数
 - 令和5年度に一般就労に移行して6か月継続した人の7割
- ・ 就労定着率が8割以上の事業所 令和5年度に7割以上

⑪ 福祉的就労や中間的就労などの多様な就労の推進 [大阪府独自の成果目標を含む]

【ニーズに応じた福祉的就労を充実します】

- ・ 重度の障害がある人や高齢期の人、ひきこもりの人なども含めた多様なニーズに応じた、福祉的就労・中間的就労や日中活動の場の確保を推進
- ・ 地域の状況をふまえた農福連携の取組を検討
- ・ 自己実現のためのやりがいのある仕事・活動づくりや、一人一人の状況に応じた支援を推進
- ・ 市などの優先調達や製品開発・販路拡大の助言等の取組により、工賃向上を支援

《数値目標》

- ・ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額 9,108円（月額）

⑫ 多様な社会参加の場づくりと参加の支援 [〇]

【社会参加の活動を支援します】

- ・ 学習・スポーツ・文化芸術やレクリエーションの活動、社会的な活動などへの参加を促進するよう、多様なニーズに応じた参加への支援や、事業・施設等での適切な配慮（合理的配慮）を推進

【身近な地域での活動や交流を推進します】

- ・ 障害のある人が参加しやすい地域の多様な居場所や活動の場を増やすとともに、参加や交流のきっかけづくりを推進

(5) 安心して心豊かに暮らせる地域づくり

【取組の方向と目標】（障害者長期計画）

- ・ 障害のある人もない人もみんなが理解しあい、尊重しあってふれあい、一人一人が“できること・したいこと”で気持ちよく支えあうまちをつくります。
→ 理解し、支えあうコミュニティづくり
- ・ 一人一人の障害に配慮して移動やコミュニケーションなどのバリアをなくし、安全で快適に暮らせるまちをつくります。
→ バリアのないまちづくり
- ・ 「公」と「民」が力をあわせ、災害、犯罪、交通事故などから安全なだれもが安心して暮らせるまちと、いざというときに的確に支えあえる仕組みをつくります。
→ 安全・安心なまちづくり

【成果目標】

⑬ 「地域共生社会」への理解と主体的な参加の促進 [○]

【「地域共生社会」の理解と取組を推進します】

- ・ 障害者支援がめざす「すべての人が“自分らしく”共生する地域づくり」の視点を活かして「地域共生社会」を理解し、だれもが“できること・したいこと”で参加・協働するよう、地域福祉計画と連動して推進
- ・ 「共生」の視点で障害や障害のある人の生活などへの理解を進めるための広報、学習や交流を、当事者の参加を得ながら、学校、地域、職域などの多様なところで推進

【地域生活を支えあう活動を推進します】

- ・ 障害のある人の生活を支える地域福祉活動等を推進するよう、市民・当事者の理解と参加を促進して支え手を増やす取組や活動への支援を、地域福祉計画・地域福祉活動計画と連動して推進
- ・ 当事者どうしが支えあうピアサポートや社会参加の活動をいっそう推進するよう、団体等と連携して推進
- ・ 障害者の身近な地域での交流やつながりを活かした日常的な支えあいの仕組みづくりを、多くの人に関心をもつ災害などの緊急時の支えあいなども活かして推進

⑭ だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり

【バリアのないユニバーサルデザインのまちづくりを進めます】

- ・さまざまな障害に配慮するとともに、だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりをめざし、都市施設や情報発信などのバリアフリー化やさまざまな場面の配慮・工夫を、ICTなども活用して推進

【移動の支援を充実します】

- ・日常生活や社会参加を支援するため、公共交通サービス等の充実と障害者の利用への支援、個別のニーズに応じた移動を支援するサービス等との連携による取組を推進

⑮ 安全・安心に暮らせる防災・防犯・交通安全等の取組

【災害への備えや避難等の支援を充実します】

- ・災害時に安全に避難ができるよう、新型コロナウイルス感染症への対策や在宅避難をする人への支援などもふまえ、障害者にも配慮した避難所開設・運営マニュアルの充実や避難所運営体制の構築などを推進
- ・多様な障害や支援ニーズに応じた福祉避難所の確保と運営、情報提供の充実、必要な物資やサービス等の確保、個別計画の検討などによる支援体制づくりを、当事者・支援者等の話しあいを行いながら推進

【障害者に配慮した防犯や交通安全を推進します】

- ・障害者に配慮した防犯や交通安全の取組を進めるよう、当事者の参加も得ながら理解を広げるための啓発や地域ぐるみの取組、防犯カメラ等も含めた設備等の整備などを推進
- ・医療観察法の対象者への支援なども含め、障害のある人の犯罪を防ぐための取組を、地域福祉計画（再犯防止推進計画）等とも連動して推進

(6) 障害者支援のネットワークと担い手づくり

【取組の方向と目標】（障害者長期計画）

- ・ 障害者の生活に関わる多様な主体が協働し、それぞれの“強み”活かした効果的な支援の仕組みづくりや取組を、計画的に推進します。
→ 障害者支援のネットワークづくり
- ・ さまざまな障害者支援の担い手を増やすとともに、自分らしい生活を支えるという視点で支援の質を高めていきます。
→ 障害者支援の担い手づくり

【成果目標】

⑩ 自立支援協議会を活かした障害者支援のネットワークの充実

【自立支援協議会の活動を推進します】

- ・ 自立支援協議会を通じて公・民の関係機関、府の専門機関等の連携をいっそう強化するとともに、分野を横断する仕組みを構築し、課題に効果的に対応する取組を推進
- ・ 自立支援協議会を活かした連携・協働を進める視点で、情報発信を充実

【「地域共生社会」を活かした連携の仕組みづくりに取り組みます】

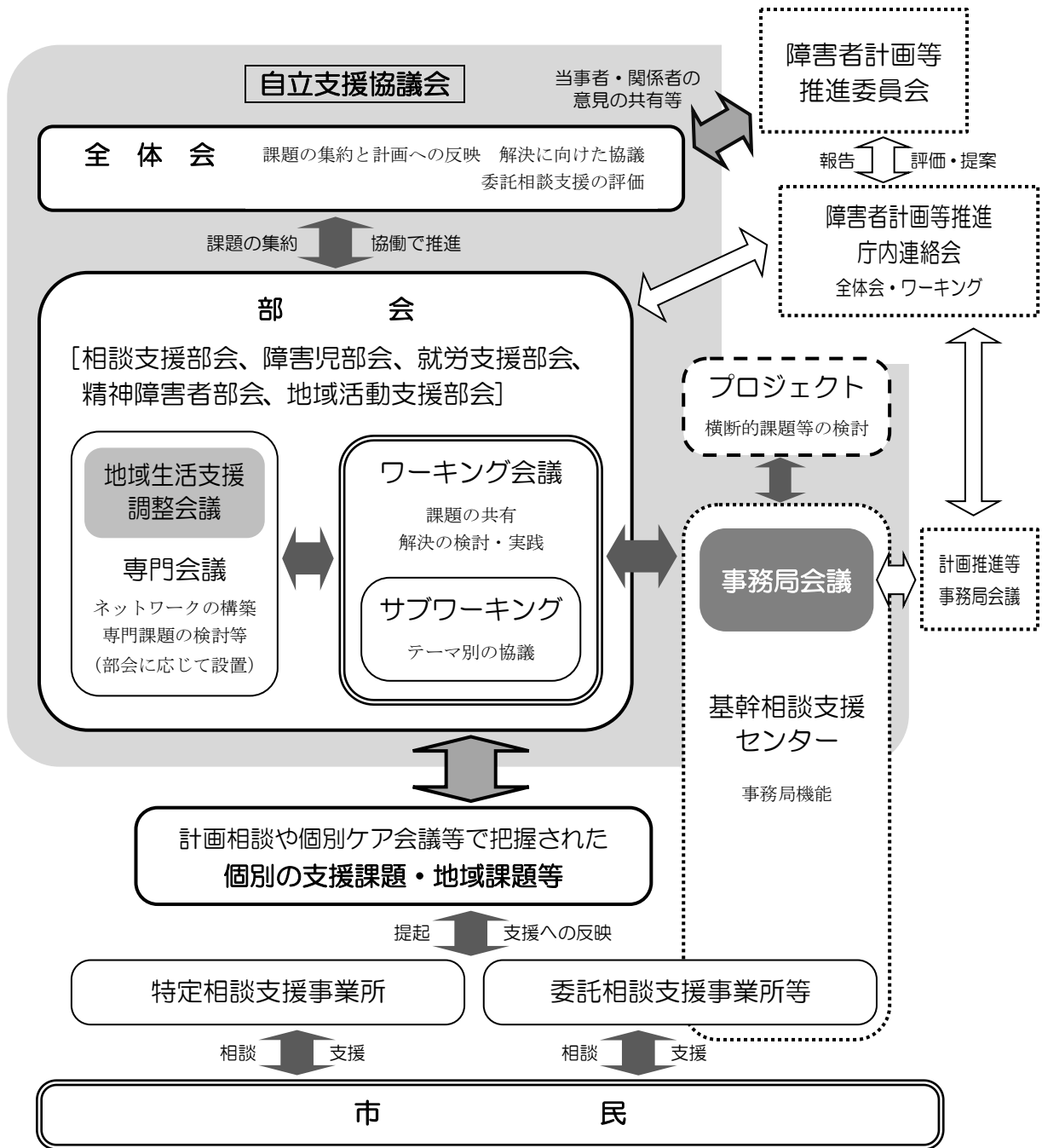
- ・ 多様な立場の人や組織が参加し協働する「地域共生社会」づくりを通じて、公・民や分野の枠を超えた連携を推進するよう、地域福祉計画等と連動した取組を推進

⑪ 計画のPDCIを通じた全庁的な障害者支援の推進

【PDCIサイクルで計画を推進します】

- ・ PDCIサイクルで効果的に計画を推進するため、計画推進シートをいっそう充実し、庁内連絡会・自立支援協議会等で共有・連携した取組を推進
- ・ 計画推進委員会や自立支援協議会の地域活動支援部会（タウンミーティング）等を通じて、当事者の意見を計画や実践に活かす取組を推進

《自立支援協議会の構成と連携による取組》



⑱ 障害者支援の多様な人材の確保と支援の質の向上 [◎]

【障害者支援の人材確保に取り組みます】

- ・ 障害者を支援するサービス等の担い手を確保するため、いっそうやりがいと魅力のある仕事にするよう就業環境の充実と業務の効率化や生産性の改善、福祉の仕事への理解を広げる取組などを地域福祉計画等と連動して推進
- ・ 当事者の参加も含め、地域での支えあいなどの活動を進める支え手づくりを、地域福祉計画等と連動して推進

【サービスや活動の質を高めます】

- ・ 多様な担い手が連携していっそう自立を支える質の高い支援を行うとともに、強度行動障害、高次脳機能障害の人などを支援する体制を確保するよう、市職員、福祉サービスの事業者や従事者、障害者を支える地域福祉活動の支え手などの意識やスキルを高めるための研修などを、自立支援協議会等とも連携して推進
- ・ サービスの質を高めるよう、自立支援協議会での評価、第三者評価等も含む情報公開やオンブズパーソン制度の活用、利用者意見の反映などによる取組を推進
- ・ 事業者の事務負担を軽減しサービス提供に注力することで支援の質を高めるよう、市の担当職員のスキルアップや審査結果の共有などの取組を推進

《取組目標》

- ・ 支給決定や審査の担当職員が府の連絡会や各種研修に参加してスキルアップ
- ・ 障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を事業者連絡会等を通じて共有

4. 成果目標を実現するうえでの【活動指標】

国・府の指針等では、【成果目標】を達成するための【活動指標】となるサービスや事業の量を見込むこととしており、国・府が示した【成果目標】に対応する【活動指標】を以下のように定めます。

なお、本市が独自に設定した【成果目標】については、年度ごとに作成する「計画推進シート」で具体的な取組を定め、P D C Iサイクルで推進していきます。

(1) 障害福祉サービスの見込量

自立支援給付（介護給付・訓練等給付）による障害福祉サービスを、障害福祉計画（第5期計画）での利用実績や新たなニーズをふまえた、次の見込量に基づいて推進します。

なお、障害福祉サービスの対象である難病の人（障害のない人）を区分した見込量の推計は行っていませんが、ニーズをふまえたサービス提供を進めていきます。

① 訪問系サービス

自宅での介護・家事援助や外出時の支援などを行う訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援が、市内・市外の事業者によって提供されています。

第6期計画においても、各サービスをニーズに応じて提供できるよう、NPO法人や営利法人等も含めた多様なサービス事業者と、ヘルパー等の従事者の確保を図るとともに、重度の障害や強度行動障害、高次脳機能障害のある人への対応なども含めたスキルアップへの支援を推進します。

② 短期入所

介護者が病気などで自宅での介護ができないときや、介護者の休息などのために施設に宿泊して介護を行う短期入所は、市が設置し指定管理者制度で運営している短期入所施設「大谷の里」を含め、市内・市外の事業者によって提供されています。平成30年度からは地域生活支援（拠点）システムの整備の一環として、短期入所を活用した「体験宿泊プログラム事業」も実施しています。

第6期計画においても、各事業所の受け入れ体制の拡充、グループホームへの併設などにより、受け皿を増やすための取組を推進します。

【訪問系サービスの見込量】（1か月あたり）

[上段：時間 下段：人]

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者	居宅介護	5,222	5,255	5,288
		158	159	160
	重度訪問介護	5,029	5,146	5,263
		43	44	45
	同行援護	2,070	2,096	2,122
		79	80	81
	重度障害者等包括支援	839	879	919
		4	4	4
知的障害者	居宅介護	2,647	2,733	2,818
		124	128	132
	重度訪問介護	643	771	900
		5	6	7
	行動援護	492	539	586
		21	23	25
	重度障害者等包括支援	538	558	578
		2	2	2
精神障害者	居宅介護	3,934	4,075	4,215
		280	290	300
	重度訪問介護	30	40	50
		3	4	5
	行動援護	15	15	15
		2	2	2
障害児	居宅介護	277	292	307
		19	20	21
	同行援護	11	11	11
		1	1	1
	行動援護	44	58	73
		3	4	5
合計	居宅介護	12,080	12,355	12,628
		581	597	613
	重度訪問介護	5,702	5,957	6,213
		51	54	57
	同行援護	2,081	2,107	2,133
		80	81	82
	行動援護	551	612	674
		26	29	32
	重度障害者等包括支援	1,377	1,437	1,497
		6	6	6

【短期入所の見込量】（1か月あたり）

[上段：日 下段：人]

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所	身体障害者	395	403	411
		51	52	53
	知的障害者	983	1,014	1,046
		156	161	166
	精神障害者	103	112	122
		11	12	13
	障害児	95	103	111
		24	26	28
	合計	1,576	1,632	1,690
		242	251	260

③ 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、介護給付として生活介護、療養介護、また、訓練等給付として自立訓練（機能訓練・生活訓練（宿泊型を含む））、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）が、市内・市外の事業者によって提供されています。なお、市内には自立訓練（機能訓練）の事業所はなく、市外の事業所が利用されています。

【日中活動系サービスの見込量】（1か月あたり）

[上段：日 下段：人]

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者	生活介護	2,585	2,620	2,655
		149	151	153
	自立訓練(機能・自立訓練)	45	45	45
		3	3	3
	就労移行支援	104	104	104
		6	6	6
就労継続支援（A型）	390	390	390	
	21	21	21	
就労継続支援（B型）	406	421	437	
	26	27	28	
知的障害者	生活介護	10,374	10,474	10,574
		520	525	530
	自立訓練(機能・自立訓練)	417	455	493
		22	24	26
	就労移行支援	734	752	770
		41	42	43
就労継続支援（A型）	790	790	790	
	42	42	42	
就労継続支援（B型）	3,980	4,169	4,359	
	210	220	230	
精神障害者	生活介護	639	690	742
		62	67	72
	自立訓練(機能・自立訓練)	506	516	525
		53	54	55
	就労移行支援	1,282	1,313	1,344
		83	85	87
就労継続支援（A型）	1,028	1,028	1,028	
	61	61	61	
就労継続支援（B型）	2,257	2,371	2,485	
	198	208	218	
合計	生活介護	13,598	13,784	13,971
		731	743	755
	自立訓練(機能・自立訓練)	968	1,016	1,063
		78	81	84
	就労移行支援	2,120	2,169	2,218
		130	133	136
就労継続支援（A型）	2,208	2,208	2,208	
	124	124	124	
就労継続支援（B型）	6,643	6,961	7,281	
	434	455	476	
就労定着支援	[人]	66	76	86
療養介護	[人]	22	22	22

平成30年度から実施されている、就労移行支援などを利用して一般企業に就労した人が、環境の変化に適用できるようにサポートする就労定着支援も含め、支援学校を卒業する人や、福祉施設や医療機関から地域生活に移行する人などの日中活動の場として、ニーズに応じたサービスが提供できるよう、事業所の確保を図ります。

また、各事業所において医療的ケアが必要な人や行動障害がある人などへの支援、利用者の高齢化への対応を進めていくよう、従事者の確保やスキルアップ、施設・設備の整備などの取組も推進します。

④ 居住系サービス

居住系サービスは、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援と、グループホームや入所施設などから出てひとり暮らしを希望する人を定期的に訪問したり電話などでの相談を通じて支援する自立生活援助が、市内・市外の事業者によって提供されています。

福祉施設や医療機関から地域生活に移行する人、障害児施設から地域移行する人、家族から独立して生活する人、いわゆる“親亡き後”の生活の場としてのニーズに対応するよう、地域生活支援（拠点）システムの整備とも関連づけながら、利用者の就労や日中活動との連絡調整なども行う日中サービス支援型共同生活援助も含めた施設の整備や、世話人の確保に向けた取組を推進します。

また、安定して事業が運営できる適正な報酬体系とするよう、引き続き国に要望するとともに、重度の人のニーズへの対応なども含めたグループホームの整備などを推進する方策を検討します。

【居住系サービスの見込量】（1か月あたり）

[人]

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者	共同生活援助	13	14	15
	施設入所支援	24	24	24
	自立生活援助	1	2	3
知的障害者	共同生活援助	245	260	275
	施設入所支援	90	90	89
	自立生活援助	2	4	6
精神障害者	共同生活援助	53	58	63
	施設入所支援	3	3	3
	自立生活援助	4	5	6
合計	共同生活援助	311	332	353
	施設入所支援	117	117	116
	自立生活援助	7	11	15

⑤ 相談支援（計画相談支援・地域相談支援）

サービス等利用計画の作成と定期的なモニタリングを行う計画相談支援、地域生活に移行する人などを支援する地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）は、市内・市外の事業者によって提供されています。

計画相談支援は、相談支援専門員によるプランの作成に加え、サービス利用者が自ら作成するセルフプランでも行われていますが、相談支援専門員による作成を基本とするよう、事業所と相談支援専門員の確保に向けて、障害福祉サービス等を提供する事業所や、介護保険のケアプランを作成する事業所などとも連携して取り組みます。また、セルフプランの充実を図るよう、福祉事務所や委託相談支援事業所等による支援を行っていきます。

第6期計画では、相談支援体制の充実・強化を図るため、中核機関である基幹相談支援センターの設置や、相談支援事業者に対する助言・指導、人材育成の支援、連携強化の取組について活動指標を定めることとされました。本市では、平成27年度から市と委託相談支援事業所が協働して基幹相談支援センターを運営しており、中核機関としての機能をいっそう発揮するよう充実を図りつつ、地域自立支援協議会の相談支援部会等を通じて相談支援事業者と連携し、いっそう適切な相談支援を行うための助言や、相談支援専門員のスキルアップを図るための取組などを推進します。

【相談支援の見込量】（1か月あたり）

[人]

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	身体障害者	58	68	78
	知的障害者	184	204	224
	精神障害者	158	168	178
	障害児	3	4	5
	合計	403	444	485
地域移行支援	身体障害者	1	1	1
	知的障害者	1	1	1
	精神障害者	3	4	5
	合計	5	6	7
地域定着支援	身体障害者	2	2	2
	知的障害者	3	3	3
	精神障害者	5	6	7
	合計	10	11	12

【相談支援体制の充実・強化のための取組の見込量等】（年間）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター	設置	設置	設置
相談支援事業者に対する助言・指導	6件	6件	6件
相談支援事業者の人材育成の支援	6件	6件	6件
相談機関との連携強化の取組	6回	6回	6回

⑥ 発達障害者等に対する支援

第6期計画では、発達障害を早期に発見し適切な支援つなぐうえで重要な家族への支援を推進するため、保護者等が発達障害の特性を理解し、適切な対応をするうえで必要となる知識や方法を身につけるためのペアレントトレーニング等のプログラムやペアレントメンター、ピアサポートなどの活動を推進するための取組について活動指標を定めることとされました。

本市では、児童発達支援センターが地域の保護者交流会を実施するとともに、当事者団体によるサポート手帳の学習会などが行われており、今後も子育て支援や教育などの分野と連携し、保護者の支援スキルの向上や、子育てに難しさを感じる保護者どうしのコミュニケーションの支援を推進します。

【発達障害者支援の見込量】（年間）

[人]

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援プログラム等の受講者数	10	10	10
ペアレントメンターの人数	0	1	2
ピアサポート活動への参加人数	14	14	14

⑦ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

第6期計画では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療、福祉等の分野の関係者などによる協議の場の開催や目標の設定、評価などの取組について活動指標を定めることとされました。

本市では、平成30年度から、自立支援協議会の精神障害者部会会議と連動させて精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場を設置し、関係機関等での情報共有や課題解決に向け協議を行っており、今後も目標の設定や評価等も行いながら、精神障害者部会のワーキング会議やサブワーキングなどでの協議や協働を通じて、精神障害のある人の地域生活を支援するための取組を推進します。

【地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の見込量等】（年間）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
関係者による協議の場の開催回数		1回	1回	1回
協議の場の参加者数	保健分野	1人	1人	1人
	医療分野	4人	4人	4人
	福祉分野	3人	3人	3人
	介護分野	0人	0人	0人
	当事者	0人	0人	0人
	家族	0人	0人	0人
	その他	0人	0人	0人
協議の場での目標設定		実施	実施	実施
協議の場での評価の実施回数		1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援		3人	4人	5人
精神障害者の地域定着支援		5人	6人	7人
精神障害者の共同生活援助		53人	58人	63人
精神障害者の自立生活援助		4人	5人	6人

⑧ 障害福祉サービス等の質の向上に資する制度の理解や適切な事務の推進

第6期計画では、市や事業者などの職員が障害者総合支援法の内容を理解し、適正な報酬請求等を行って事務負担を軽減することで、サービス提供などに注力して質を向上するとともに、適切なサービス利用を図るよう、研修や指導監査について活動指標を定めることとされました。

本市では、指導監査の担当職員が大阪府の連絡会に参加して困難事例等の共有を行うとともに、ケースワーカーが府などの各種研修に参加してスキルアップを図っており、今後も積極的に参加するとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業者連絡会等を通じて共有するよう、取組を推進します。

【サービスの質を向上する取組の見込量等】（年間）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
各種研修の年間参加人数		2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制	設置	設置	設置
	年間実施回数	1回	1回	1回
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	体制	設置	設置	設置
	年間共有回数	1回	1回	1回

(2) 地域生活支援事業の内容と見込量

地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業について、本市では、《必須事業》として位置づけられた事業と、市が判断して実施する《任意事業》を、次のように実施します。

《必須事業》

① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人の生活などへの理解を深めるため、広く市民に向けた研修や啓発を、講演会や交流の機会となるイベント等を通じて実施します。

また、パンフレットやホームページなどによる広報活動も実施します。

② 自発的活動支援事業

障害のある人や家族などが、生活の向上や社会参加のために自発的に行う当事者活動を支援するよう、障害のある人どうしで相談を行うピアカウンセリングを、委託相談支援所や自立支援協議会の地域活動支援部会等と連携して推進します。

③ 相談支援事業

[基幹相談支援センター]

障害のある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターでは、市と障害者相談支援事業を委託する事業所が連携して、「総合相談・専門相談」、「地域移行・地域定着の支援」、「地域の相談支援体制の強化」、「権利擁護・虐待防止」の4つの機能に基づく事業を、発達障がい者支援センターなどの府の専門機関等とも連携しつつ推進します。

[基幹相談支援センター等機能強化事業]

地域移行や権利擁護・虐待防止の取組、専門的な指導・助言や人材育成への支援に関する業務を4か所の相談支援事業所に委託し、基幹相談支援センターの事業実施体制を強化します。

[障害者相談支援事業]

障害のある人や介護者・支援者などからのさまざまな相談に応じ、社会資源の活用などによる生活や権利擁護などへの支援を行う事業を、基幹相談支援センター等機能強化事業とあわせて4か所の相談支援事業所に委託して実施します。

[住宅入居等支援事業]

地域で自立した生活をおくるための賃貸住宅への入居などに関する支援を、委託相談支援事業所で実施します。

[障害児等療育支援事業]

在宅の障害児等を訪問し、療育に関する相談や指導を行う事業を、児童発達支援センター等が連携して実施します。

[自立支援協議会]

「公」と「民」の連携による障害者支援の推進体制を強化するとともに、相談支援事業の効果的かつ中立・公正な実施を推進するよう、基幹相談支援センターが事務局機能を担って、自立支援協議会を運営します。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を支援するよう、申立に関する経費や後見人等の報酬などの費用を補助する事業を、親族等による申立が困難な場合に市長が申立を行う制度と連動させて実施します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の利用を推進するうえで、後見人等の担い手のひとつとして法人後見を実施する体制を整備するよう、地域福祉計画に基づく成年後見制度の利用促進のための取組なども連動して検討するとともに、事業者への研修などを実施します。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚や言語機能に障害がある人の社会参加を推進するよう、手話通訳者、要約筆記者の派遣、福祉事務所への手話通訳者の設置を実施します。

また、夜間、休日の緊急時に手話通訳者の派遣を行う緊急時手話通訳者派遣事業を実施するとともに、重度の障害で入院時に意思疎通に支援が必要な人に対して支援を行う重度障害者入院時コミュニケーションサポート事業を、重度訪問介護とも調整を図りながら実施します。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害等がある人の日常生活や社会生活を支援するよう、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を養成するための研修を実施します。

⑧ 日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜を図るための、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費の給付を、利用者のニーズをふまえて効果的に行っていくよう検討を行いながら実施します。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な人の自立生活や社会参加を促進するよう、市内・市外の事業者
に委託して個別支援型、グループ支援型のサービスを実施します。また、車両移送型の
サービスについては社会福祉協議会に委託して実施します。

また、ガイドヘルパー養成講座を、居宅サービス事業者連絡会と連携して実施します。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人の日中活動の場として、精神障害者への相談支援や理解促進などをあわ
せて行うⅠ型と、社会生活に関する訓練などを行うⅡ型を、身体障害者福祉センター、
東障害福祉センターと市内の事業者
に委託して実施します。

⑪ 専門性の高い意思疎通支援者養成研修事業

聴覚や言語機能に障害がある人の自立した日常生活、社会生活を支援するため、障害
者福祉の概要や手話通訳者・要約筆記者の役割・責務等を理解するとともに、基本技術
を習得した手話通訳者・要約筆記者を養成するための研修を大阪府と共同で実施します。

また、視覚と聴覚に障害がある盲ろう者のための通訳や介助を行う人、失語症の人の
意思疎通を支援する人を養成する研修も、大阪府と共同で実施します。

⑫ 専門性の高い意思疎通支援者派遣事業

盲ろう者のコミュニケーションや移動等の支援を行う通訳・介助員の派遣を行う事業
を大阪府と連携して実施します。また、失語症の人の意思疎通を支援する人の派遣を行
う事業についても大阪府の動向に留意しながら推進します。

⑬ 精神障害者地域生活支援広域調整会議等事業

精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉の関係
者の情報共有や協議を行う場を設置する事業を、自立支援協議会の精神障害者部会会議
と連動させて実施します。

《任意事業》

① 日常生活支援

[福祉ホーム事業]

常時の介護や医療を必要としない人の生活の場としての福祉ホームの提供を、事業者
に委託して実施します。

[訪問入浴サービス事業]

自宅での入浴が困難な人に、移動入浴車で訪問してサービスを提供する事業を、事業
者に委託して実施します。

[日中一時支援事業]

介護者の一時的な休息なども目的として日中活動の場を提供するよう、事業者
に委託して実施します。

② 社会参加支援

[障害者スポーツ・レクリエーション大会、障害者ボウリング大会開催事業]

障害のある人のスポーツを振興し、スポーツを通じて社会参加を促進するよう、大会
の開催や参加への支援等を実施します。

[点字・声の広報発行事業]

視覚障害がある人への情報提供として、「広報ねやがわ」を音訳した「声の広報」や
「点字広報」の配付を実施します。

[点字等養成講習会]

視覚障害がある人への理解を深め、点字に関するボランティア活動を推進するための
講習会を実施します。

[自動車改造助成事業]

重度の障害のため就労などに自動車が必要な人が、障害に適応した改造を行う際の経
費の一部を補助する事業を実施します。

③ 権利擁護支援

[障害者虐待防止センター事業]

障害者虐待の未然防止や早期発見を推進するとともに、相談や通報に対する速やかな
安全確認・事実確認、終結に至るまでの適切な支援を行うよう、基幹相談支援センター
と連携して運営します。

④ 就業・就労支援

[更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業]

更生訓練（就労移行支援、自立訓練）を受けている人の自立を促進するよう、更生訓
練費と就労支度金の給付を実施します。

【地域生活支援事業の見込量等】（年間）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業			実施	実施	実施	
自発的活動支援事業			実施	実施	実施	
相談支援事業	基幹相談支援センター		実施	実施	実施	
	基幹相談支援センター等機能強化事業		実施	実施	実施	
	障害者相談支援事業		4か所	4か所	4か所	
	住宅入居等支援事業		実施	実施	実施	
	障害児等療育支援事業		3か所	3か所	3か所	
成年後見制度利用支援事業			6人	7人	8人	
成年後見制度法人後見支援事業			実施	実施	実施	
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業		320件 695時間	340件 740時間	360件 785時間	
	要約筆記者派遣事業		20件 50時間	20件 50時間	20件 50時間	
	手話通訳者設置事業		2人	2人	2人	
手話奉仕員養成研修事業			30人	30人	30人	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具		22人	23人	24人	
	自立生活支援用具		50人	55人	60人	
	在宅療養等支援用具		55人	55人	55人	
	情報・意思疎通支援用具		50人	52人	54人	
	排泄管理支援用具		6,600人	6,700人	6,800人	
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		5人	5人	5人	
移動支援事業	身体障害者		19,380時間 91人	19,596時間 92人	19,812時間 93人	
	知的障害者		56,364時間 305	57,288時間 310人	58,212時間 315人	
	精神障害者		6,840時間 43人	7,320時間 46人	7,788時間 49人	
	障害児		5,604時間 51人	5,712時間 52人	5,820時間 53人	
	合計		88,188時間 490人	89,916時間 500人	91,632時間 510人	
	地域活動支援センター			5か所 200人	5か所 200人	5か所 200人
	専門性の高い意思疎通支援者養成研修事業	手話通訳者養成研修事業	合格者数	(※1)20人	(※1)20人	(※1)20人
講習修了者数			(※1)15人	(※1)15人	(※1)15人	
要約筆記者養成研修事業		合格者数	(※1)5人	(※1)5人	(※1)5人	
		講習修了者数	(※1)10人	(※1)10人	(※1)10人	
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業		(※1)30人	(※1)30人	(※1)30人		
失語症者向け意思疎通者養成研修事業		(※1)10人	(※1)10人	(※1)10人		

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
専門性の高い意思疎通支援者派遣事業	手話通訳者派遣事業	(※2) 320件	(※2) 340件	(※2) 360件
		(※2) 695時間	(※2) 740時間	(※2) 785時間
	要約筆記者派遣事業	(※2) 20件	(※2) 20件	(※2) 20件
		(※2) 50時間	(※2) 50時間	(※2) 50時間
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	25件 100時間	50件 200時間	75件 300時間	
	失語症者向け意思疎通者派遣事業	(※3) 未定	(※3) 未定	(※3) 未定
精神障害者地域生活支援広域調整会議等事業		実施	実施	実施
《任意事業》	訪問入浴サービス事業	760回	780回	800回
	日中一時支援事業	3,500回	3,500回	3,500回
	自動車改造助成事業	3件	3件	3件

(※1) 大阪府と共同で実施するため、府全体での人数を示しています。

(※2) 意思疎通支援事業の手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業の見込量に含みます。

(※3) 大阪府の動向に留意しながら検討します。

(3) 障害児福祉サービスの見込量《障害児福祉計画》

児童福祉法に基づく障害児支援サービスを、障害児福祉計画（第1期計画）での利用実績や新たなニーズをふまえた次の見込量に基づき、障害福祉サービス等と連携を図りながら提供します。

① 児童発達支援・医療型児童発達支援

本市では、市立あかつき・ひばり園を「児童発達支援センター」として指定管理者制度により運営し、児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等のサービスを実施しています。また、児童発達支援事業は、市のどんぐり教室や市内・市外の民間の事業所でも提供されています。

第2期計画においても、児童発達支援センターが乳幼児期の療育のセンター的機能を発揮し、関係機関等や事業所等への専門的な支援も含めて事業を実施するよう、市と指定管理者が連携して運営します。

また、自立支援協議会の障害児部会等を通じて、市、児童発達支援センターと事業者が連携し、継続性のある療育を支援するよう取り組みます。

② 放課後等デイサービス

放課後や長期休業中の訓練や活動の場を提供する放課後等デイサービスは、市内・市外の事業者によって提供されています。

第2期計画においても、留守家庭児童会や日中一時支援事業などの多様な支援方策とあわせて、ニーズに応じたサービスを提供する体制を整えるとともに、国が定めたガイドラインに沿った適切な運営が行われるよう、大阪府とも調整を図り、自立支援協議会の障害児部会等を通じて事業者と連携しながら推進します。

③ 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等を訪問して障害のある子どもの訓練やスタッフへの指導などの専門的な支援を行う保育所等訪問支援は、児童発達支援センターや民間の事業所が実施しています。

第2期計画においても、関係機関の理解を得て障害のある子どもや保護者のニーズに応じた支援を行っていくよう、自立支援協議会の障害児部会等を通じて連携を図りながら推進します。

④ 居宅訪問型児童発達支援

外出が著しく困難な重度の障害児に居宅での児童発達支援を行う事業は、児童発達支援センターで実施しています。

第2期計画においても、ニーズに応じた支援を行っていくよう、自立支援協議会の障害児部会等を通じて連携を図りながら推進します。

⑤ 障害児相談支援

障害児支援サービス（通所サービス等）を利用する際に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援は、児童発達支援センターや民間の指定相談支援事業所で実施されています（※）。

第2期計画においても、障害児支援サービスを利用する人に障害児相談支援を実施するために、事業所と相談支援専門員を確保するよう、障害児支援サービスを実施する事業所などとも連携して取り組みます。

また、医療的ケアが必要な障害児の支援を推進するため、関連分野の支援を調整するコーディネーターを令和5年度末までに2人（福祉関係1人、医療関係1人）配置するよう関係機関の協議の場として設置している「医療的ケア児支援検討会」で検討を進めていきます。

（※）障害福祉サービス（居宅サービス等）のみを利用する人には、p.40に記載した計画相談支援により、サービス等利用計画を作成します。

【障害児支援サービスの見込量】（1か月あたり）

[上段：日 下段：人]

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	1,474	1,492	1,511
	162	164	166
医療型児童発達支援	294	314	333
	30	32	34
放課後等デイサービス	6,334	6,466	6,599
	478	488	498
保育所等訪問支援 [回]	14	16	18
	7	8	9
居宅訪問型児童発達支援 [回]	4	6	8
	2	3	4
障害児相談支援 [人]	73	83	93

⑥ 子ども・子育て支援

障害児福祉計画では、障害の有無にかかわらず児童がともに成長できるよう地域社会への参加と包容を推進するため、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、提供体制の整備を推進することとされています。

第2期計画では、その基盤となる指標として、保育所や認定こども園、地域子育て支援拠点事業等をはじめとする子ども・子育て支援等の利用ニーズがある障害児数の見込を、児童発達支援（福祉型・医療型）、放課後等デイサービスの利用者数、児童発達支援センターと市（子育て支援課）が実施している巡回相談の利用者数、障害児保育加算の対象者数を参考として、下記のように設定します。

この見込に基づき、子ども・子育て支援事業計画と連携して、子ども・子育て支援等に関する各種事業等の障害児の利用を促進するとともに、障害児を支援する体制の整備などの取組を推進します。

【子ども・子育て支援等の対象となる障害児数の見込】（年間） [人]

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども・子育て支援等の利用ニーズ	1,137	1,151	1,165

資 料

計画策定の経過

- 平成30年 6月 障害者長期計画推進庁内連絡会ワーキング会議を開催
- 7月24日 障害者長期計画推進庁内連絡会を開催
- 8月1日 第44回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催
- 平成31年 1～2月 障害者長期計画推進庁内連絡会ワーキング会議を開催
- 令和元年 5月 障害者長期計画推進庁内連絡会ワーキング会議を開催
- 7月12日 障害者長期計画推進庁内連絡会を開催
- 7月31日 第45回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催
- 令和2年 8月6日 第46回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催
- 10月23日 第47回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催
- 10月23日～11月10日
障害者支援に関するニーズ調査を実施
(有効発送数 4,501通、有効回収数 2,260通、有効回収率 50.2%)
- 12月15日 第48回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催
- 12月25日 第49回寝屋川市障害者計画等推進委員会の開催を予定したが、新型コロナウイルス感染症の拡大に配慮し延期し、書面で意見を聴取
- 令和3年 2月1日～2月28日
計画(素案)に対する意見等の募集(パブリック・コメント)を実施
(意見等の提出数 2人、13件)
- 3月16日 第49回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催
- 3月26日 計画策定に伴う法定協議を終了(府回答)
- 3月末日 寝屋川市障害福祉計画(第6期計画)・寝屋川市障害児福祉計画(第2期計画)を策定

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第27号）第3条の規定に基づき、寝屋川市障害者計画等推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員21人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 障害者の福祉に関し識見を有する者
- (3) 関係機関から推薦を受けた者

2 委員の任期は、3年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、会務を総務し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の総数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、年1回以上開催するものとする。

(専門部会)

第6条 委員会に、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該専門部会の事務を掌理し、当該専門部会における検討の状況及び結果を委員会に報告する。

(資料の提出等の要求等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(報告)

第8条 委員会は、毎年度、審議の結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

寝屋川市障害者計画等推進委員会委員名簿

氏名	役職名等	備考
伊藤 麻美	大阪府中央子ども家庭センター総務企画課総括主査	
上田 恭史	一般社団法人寝屋川市歯科医師会専務理事	
牛田 米子	寝屋川市身体障害者福祉会視覚部会会長	
大西 正禮	市立すばる・北斗福祉作業所指定管理者 社会福祉法人療育・自立センター理事長	
奥村 勲	寝屋川市精神障害者家族会みつわ会会長	
岸谷 洋子	寝屋川市肢体不自由児（者）父母の会会長	
北野 誠一	西宮市社会福祉協議会共生のまちづくり研究研修所所長	委員長
朽見 圭子	寝屋川市障害児者を守る親の会会長	
笹川 和廣	寝屋川市身体障害者福祉会聴力言語障害者部会副会長	
辻岡 喜久雄	寝屋川市民生委員児童委員協議会会長	
栃木 達三	一般公募	
富田 昌吾	寝屋川市相談支援機能強化事業ネットワーク推進員	
中島 大作	寝屋川市身体障害者福祉会肢体内部部会会長	
馬場 和子	一般公募	
濱吉 信彰	社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会事務局長	
久澤 貢	寝屋川市障害児者福祉施設協議会会長	
村井 謙太	寝屋川難病連絡会会長	
森下 剛	寝屋川市障害福祉サービス事業者連絡会副会長	
山下 英三郎	一般社団法人寝屋川市医師会常務理事	副委員長

(敬称略 五十音順)

**寝屋川市障害福祉計画（第5期次計画）・障害児福祉計画（第1期計画）に基づく
事業等の実施状況と成果・課題からみた次期計画での検討課題**

1. 一人一人に寄り添う相談と権利擁護の推進

成果目標	事業等の実施状況	成果・課題
① 多様な方法を活用した的確な情報伝達の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセシビリティに配慮した市ホームページの適正化、音声呼び上げ機能の改善などを実施 ・タブレット端末を活用し窓口での相談体制を充実 ・精神障害者版の福祉の手引きを新規で作成 	【情報提供の推進】 <ul style="list-style-type: none"> ・多様なニーズに応じた情報発信を推進 ・情報を得にくい人などへの対応などを含め、伝える取組の充実が必要
② 計画相談支援等を活用したきめ細かな支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援ネットワーク会議での市と事業者等の情報共有やスキルアップ研修、高齢分野等との連携などを実施 	【相談支援の推進】 <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズの多様化に対応するための連携やスキルアップを推進 ・計画相談作成率を高めるための事業者の確保や支援の質の向上などを含め、相談支援システムの検討が必要
③ 基幹相談支援センターを核とする総合的な相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談・拠点推進会議をはじめ、自立支援協議会の各会議等と通じた連携を推進 	
④ 成年後見制度の利用と意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用支援などの個別支援とともに、利用促進に向けた検討などを実施 	
⑤ 差別解消への理解と配慮、調整の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・手話言語条例を制定、動画、リーフレット、イベント等での啓発や職員研修等を実施 ・差別解消協議会の設置に向けた取組や個別の案件への対応などを実施 	【権利擁護の推進】 <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護、差別解消、虐待防止等の個別の対応を推進 ・権利擁護システム、差別解消協議会等、連携した取組を推進する仕組みと体制づくりが必要
⑥ 虐待防止への理解と予防・解決に向けた取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページでの市民への啓発と通報の呼びかけ、虐待防止対策協議会の助言もふまえた個別案件への対応、緊急避難のための居室確保等を実施 	

【次期計画での検討事項】

- ・障害者支援などの情報を、必要な人に的確に伝える取組
- ・計画相談の量・質の確保、地域生活（拠点）システムの推進や「地域共生社会」に向けた包括的な支援システムの連動なども含めた相談支援システムの再構築
- ・高齢分野などとも連動させた権利擁護システムの構築と、ニーズに応じた支援体制の確保
- ・差別解消協議会を活かした権利擁護や合理的配慮の推進、差別解消法の見直しをふまえた取組

2. 多様な地域生活を支えるサービス等の充実

成果目標	事業等の実施状況	成果・課題
⑦ 地域生活への移行に向けた支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者地域相談支援マネージャーを配置、精神科病院等を利用する患者の実態調査（630調査）結果の分析を実施 ・地域定着支援事業を実施 	【障害福祉サービス等の推進】 <ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づき障害福祉サービス等を提供 ・サービスにつながりにくかった人なども含め地域生活を支援するシステム（拠点）づくりの取組を推進
⑧ 地域生活支援（拠点）システムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・体験宿泊プログラムを実施、緊急時に対応するための相談支援での対応や居宅確保を推進 	

成果目標	事業等の実施状況	成果・課題
⑨ 精神障害者地域包括ケアシステムの構築	・地域包括ケアの協議の場を設置	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなニーズや制度の狭間などに対応するサービスの開発や、運用の見直しなどの検討が必要 【包括的な支援の仕組みづくり】 <ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージを通じたニーズの共有と支援機関・事業者等の連携を推進 ・医療的ケア児への支援、精神障害者の地域移行を連携して進めるための協議の場づくりと取組を推進 ・住宅や公共交通などの分野の取組とも連携した地域生活への支援を推進 ・関係機関・事業者等の協議に基づく具体的な推進が必要
⑩ 多様なニーズに対応する介護・生活支援サービスの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会に地域生活支援調整会議を設置 ・地域公共交通形成計画を策定、交通タウンマップの配布、乗合いワゴンの実験導入を実施 	
⑪ 重度者、発達障害者、難病患者等への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害理解のための研修会を継続して開催 ・医療的ケア児の支援に関する検討会を設置 ・医療観察法に基づくケースに関する支援機関の学習を実施 	
⑫ 居住型サービスと住まいの確保への支援の充実	・居住支援協議会（Osakaあんしん住まい推進協議会）と連携して情報収集を実施	
⑬ 自立した生活がおくれる経済的な基盤への支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援事業の利用促進のため説明会を実施 ・サポート手帳等を活用し障害年金申請の啓発を実施 ・難病を地域生活支援事業の対象として明示 ・発達支援事業が無償化 	
⑭ 障害に配慮した健康づくりや医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・作業所での健康診査などを継続して実施 ・重度訪問介護を活用した入院時の意思疎通支援を実施 	

【次期計画での検討事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・“自分らしい”生活をおくるうえでの多様なニーズの把握と、対応するサービス等の的確な提供（地域生活への移行、親亡き後の生活の支援なども含め） ・関係機関や事業者等の連携による効果的な支援の仕組みづくり（地域生活支援（拠点）システム、精神障害者地域ケアシステム等） ・新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた支援、今後の感染症予防や発生時の適切な対応などに向けた取組
--

3. ライフステージを通じた発達支援の充実

成果目標	事業等の実施状況	成果・課題
⑮ 子ども・子育て支援と連動した切れ目のない障害児支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児関係機関協議会（五者協）、自立支援協議会障害児部会等の開催 ・医療的ケア児支援の協議の場を設置 ・個別の支援計画・指導計画等を活用 ・サポート手帳の増刷、活用委員会や「作ろう会」を開催 ・第2期子ども・子育て支援事業計画を策定 	【発達支援の体制づくり】 【障害の発見と療育の推進】 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関のネットワークの充実や支援者のスキルアップを推進 ・一人一人の状況に応じた指導や関係機関等が連携した継続的な支援を推進 ・多様な主体が障害児支援サービスを提供 ・医療的ケア児へ支援や18歳以降の支援との連携などの取組の強化が必要
⑯ 多様なニーズに対応する療育支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを中心とした療育支援を実施 ・市立保育所での障害児保育の人的体制（加配）を充実 ・保育所、幼稚園、留守家庭児童会等での研修を実施 ・基幹相談支援センターで発達相談や助言等を実施 	

成果目標	事業等の実施状況	成果・課題
⑰ 支援教育・高等教育、生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・入園や就学に関する情報提供や支援を推進 ・発達相談員や作業療法士・言語聴覚士等の訪問を実施 ・生涯学習・スポーツの情報を発信、障害者スポーツ大会等を実施 	【生涯にわたる学習の推進】 <ul style="list-style-type: none"> ・入園や就学への丁寧な支援と、巡回等による訓練等を実施 ・地域の学校への就学を前提とした支援の充実が必要 ・生涯学習・スポーツへの参加に向けた支援や理解の推進が必要

【次期計画での検討事項】

- ・「すべての子ども・子育て家庭への支援」のなかでの障害者支援の仕組みづくりと取組
- ・医療的ケア児等への支援
- ・多様な主体の連携による障害児支援サービス等の確保と質の向上
- ・支援学校や関係機関等とも連携した地域の学校での障害児の指導・支援体制の充実
- ・生涯学習・スポーツへの参加の促進と、参加しやすい環境づくりや配慮・支援の充実

4. 自己実現をめざす就労や社会参加の支援の充実

成果目標	事業等の実施状況	成果・課題
⑱ 一人一人のニーズに応じた就労への支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会就労部会で医療・高齢分野等も含めた関係機関の情報共有や連携を強化し、就労支援や就職者のアフターフォロー等を実施 ・庁内実習、就労移行支援事業所見学ツアー等を継続して実施 	【就労や社会参加の推進】 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と事業所等の連携による就労支援、定着支援を実施 ・新たなイベントなども含め、障害者雇用への理解を広げる取組を推進 ・多様な主体が福祉的就労の場などのサービスを提供 ・企業等の障害者雇用のいっそうの推進が必要 ・優先調達の推進なども含めた、福祉的就労での工賃向上等の支援の推進が必要 ・社会参加を推進するための合理的配慮等のいっそうの推進が必要
⑲ 福祉的就労での工賃向上の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・優先調達の庁内各課への啓発や施設協議会との調整を実施 	
⑳ 障害者雇用等の拡充と定着への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員の採用試験の受験資格に療育手帳・精神手帳の所持者を追加、欠格事項から被後見人等を削除 ・障害者雇用の啓発イベントとしてエルガイドダンスを継続開催するとともに、新たに企業交流を目的としたファースト・エルを開催 ・就労定着支援事業を実施 	
㉑ 多様な社会参加の場づくりと参加の支援・条件づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所を対象として合理的配慮の研修会を実施 	

【次期計画での検討事項】

- ・企業等の障害者雇用への理解と環境づくり等への支援
- ・ニーズに応じた就労・定着・再挑戦等への支援
- ・ニーズに応じた福祉的就労の場の確保と、工賃向上などの取組
- ・多様なニーズに応じた社会参加の促進と、参加しやすい環境づくりや配慮・支援

5. 安心して心豊かに暮らせる地域づくり

成果目標	事業等の実施状況	成果・課題
②② 「地域共生社会」の実現に向けた学習や交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉のまちづくりひろば」を開催し、次期の地域福祉計画に向けた課題や取組を検討 ・小中学校の体験学習のまとめ展示、支援学校との居住地交流や教員研修での見学などを実施 ・福祉分野の計画の連携に向けて情報収集を実施 	<p>【理解し、支えあうコミュニティづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な交流や学習を通じて地域共生に向けた理解を促進 ・当事者・市民の主体的な活動を促進 ・地域活動に参加する人を増やす取組が課題
②③ 市民・当事者による地域での支えあい活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者サロン活動や交流イベントを実施 ・自立支援協議会の地域活動支援部会でピアカウンセリング、タウンミーティング、講演会等を実施、 ・災害時に障害者に気づき支える仕組みづくりツールとしてバンダナを作製 ・地域での支えあい活動を支援する生活支援コーディネーターを配置 ・小地域ネットワーク活動で個別支援・グループ支援活動を実施 ・徘徊高齢者発見支援メールを実施 	
②④ 合理的配慮の視点でのバリアフリー化と配慮・支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・改正バリアフリー法の情報収集と庁内で共有 ・駅周辺地区や道路、バス、建築物等のバリアフリー化、めいわく駐車・放置自転車の防止等を推進 ・イベントでの手話通訳者を配置 	<p>【バリアのないまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の視点でのバリアフリー化の推進が必要
②⑤ 公民の役割を活かした災害への備えと支援体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップを含む防災ガイドを作成・配布 ・各校区で避難所開設・運営マニュアルを作成し訓練等を実施、避難所の救急救助用資機材を充実 ・福祉避難所マニュアルを作成・周知 ・災害時支援バンダナを作製 	<p>【安全・安心なまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での防災や福祉避難所などの取組を推進 ・安全・安心なまちづくりとして防犯の取組を推進 ・障害者の参加・協働による防災・防犯等の取組のいっそうの推進が必要
②⑥ 防犯・交通安全のためのソフト・ハードの取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室・運転免許証自主返納の促進等を実施 ・防犯カメラの設置を推進、公用車に「動く防犯カメラ機能」を整備 ・防犯・交通安全に関する他市の取組の情報を収集 	

【次期計画での検討事項】

- ・「地域共生社会」の理解や取組を通じた地域での障害者への支援や支えあいの活動などの推進
- ・差別解消法の改正もふまえたバリアのないまちづくり
- ・地域や事業者等と連携した防災・防犯・交通安全等の取組、それらの取組を活かしたつながりづくり

6. 障害者支援のネットワークと担い手づくり

成果目標	事業等の実施状況	成果・課題
⑳ 自立支援協議会を活かした障害者支援のネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会の各会議で情報や課題の共有・連携を推進、中核市移行後の各機関の役割等を検討 ・各会議の持ち方や参加の促進等の検討を実施 	【障害者支援のネットワークづくり】 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会の各会議等を通じてネットワークや情報共有、スキルアップ等を推進
㉑ 計画のPDCIサイクルを通じた全庁的な障害者支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・計画推進シートの作成、計画推進委員会や庁内連絡会・ワーキングでの議論等を通じたPDCIを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画推進シートを活用し、庁内連絡会、自立支援協議会等でのPDCIサイクルで計画を推進 ・より効果的な連携による取組が必要
㉒ 障害者支援の多様な人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障害への理解啓発研修を実施 	【障害者支援の担い手づくり】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者や支援者の質を高める取組を推進
㉓ 情報公開や研修による支援の質の向上と安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への集団指導、従事者への研修等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに応じたサービス等を提供するための担い手確保の取組の充実が必要

【次期計画での検討事項】

- ・第6期自立支援協議会の構成、効果的運営の推進
- ・効果的なPDCIの推進
- ・自立支援協議会も活かした人材の確保やスキルアップの取組

成果目標の達成状況

(※) 令和2年度は9月までの実績を参考値として記載しています。
 小数点以下を四捨五入しているため、達成率や合計が一致しない場合があります。

(1) 障害福祉サービス（1か月あたり）

① 訪問系サービス

[上段：時間 下段：人]

		平成30年度			令和元年度			2年度
		実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績
身体障害者	居宅介護	5,306	5,187	102%	4,849	5,221	93%	4,955
		158	153	103%	149	154.0	97%	146
	重度訪問介護	5,042	5,460	92%	4,098	5,833	70%	3,659
		39	44	90%	37	47.0	79%	38
	同行援護	1,132	2,151	53%	1,893	2,179	87%	1,374
		76	76	100%	74	77.0	96%	64
	重度障害者等包括支援	386	815	47%	772	855	90%	799
		4	4	100%	4	4.0	100%	4
知的障害者	居宅介護	2,640	2,854	93%	2,447	3,100	79%	2,206
		115	116	99%	112	126.0	88%	111
	重度訪問介護	521	621	84%	507	869	58%	643
		4	5	80%	4	7	57%	4
	行動援護	366	407	90%	428	434	99%	374
		15	15	98%	18	16.0	115%	19
	重度障害者等包括支援	284	665	43%	504	695	73%	518
		3	3	92%	2	3.0	67%	2
精神障害者	居宅介護	3,662	3,646	100%	3,742	3,851	97%	3,736
		261	248	105%	266	262.0	102%	268
	重度訪問介護	14	248	6%	13	248	5%	25
		2	2	100%	1	2	50%	2
	(行動援護)	9	16	57%	6	16	38%	5
		1	2	50%	1	2.0	50%	1
障害児	居宅介護	199	281	71%	250	296	84%	174
		16	19	83%	15	20.0	74%	11
	同行援護	0	11	0%	0	11	0%	0
		0	1	0%	0	1	0%	0
	行動援護	16	14	113%	21	28	75%	9
		1	1	142%	1	2.0	50%	1
合計	居宅介護	11,807	11,968	99%	11,288	12,468	91%	11,071
		549	536	102%	541	562.0	96%	536
	重度訪問介護	5,577	6,329	88%	4,618	6,950	66%	4,327
		45	51	87%	42	56.0	75%	44
	同行援護	1,132	2,162	52%	1,893	2,190	86%	1,374
		76	77	98%	74	78.0	95%	64
	行動援護	366	437	84%	428	478	90%	388
		15	18	82%	18	20.0	92%	21
	重度障害者等包括支援	670	1,480	45%	1,277	1,550	82%	1,317
		7	7	96%	6	7.0	86%	6

② 短期入所

[上段：日 下段：人]

		平成30年度			令和元年度			2年度
		実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績
短期入所	身体障害者	387	378	102%	374	396	94%	266
		49	44	112%	49	46	106%	35
	知的障害者	891	845	105%	909	858	106%	747
		140	128	109%	146	130	112%	123
	精神障害者	66	34	195%	93	42	222%	51
		8	8	101%	8	10	84%	6
	障害児	68	61	112%	82	68	120%	59
		18	17	104%	19	19	102%	14
	合計	1,412	1,318	191%	1,457	1,364	107%	1,123
		215	197	172%	222	205	108%	178

③ 日中活動系サービス

[上段：日 下段：人]

		平成30年度			令和元年度			2年度	
		実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績	
身体障害者	生活介護	2,524	2,524	100%	2,571	2,596	99%	2,512	
		147	141	104%	146	145.0	101%	142	
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	15	33	44%	44	33	134%	29	
		1	2	25%	2	2.0	117%	3	
	就労移行支援	109	65	167%	83	65	128%	119	
		6	3	200%	5	3.0	169%	6	
	就労継続支援(A型)	384	391	98%	395	391	101%	387	
		21	19	108%	21	19.0	111%	21	
	就労継続支援(B型)	333	269	124%	399	284	140%	318	
		21	17	124%	25	18.0	139%	21	
	知的障害者	生活介護	10,072	10,100	100%	10,194	10,200	100%	10,185
			503	505	100%	512	510.0	100%	504
自立訓練(機能訓練・生活訓練)		263	418	63%	324	460	70%	355	
		14	20	68%	17	22.0	77%	18	
就労移行支援		783	734	107%	714	750	95%	579	
		45	45	101%	38	46.0	82%	32	
就労継続支援(A型)		734	724	101%	693	724	96%	790	
		39	36	107%	36	36.0	101%	42	
就労継続支援(B型)		3,177	3,116	102%	3,484	3,214	108%	3,819	
		168	159	106%	183	164.0	111%	200	
精神障害者		生活介護	421	316	133%	563	367	153%	537
			42	31	136%	51	36.0	143%	49
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	471	317	149%	448	334	134%	431	
		49	36	137%	46	38.0	121%	38	
	就労移行支援	946	926	102%	1,256	942	133%	1,445	
		62	59	106%	79	60.0	132%	81	
	就労継続支援(A型)	983	944	104%	967	944	102%	1,070	
		59	51	115%	57	51.0	111%	61	
	就労継続支援(B型)	1,794	1,454	123%	2,019	1,510	134%	2,316	
		159	131	121%	174	136.0	128%	188	

(次ページに続く)

		平成30年度			令和元年度			2年度
		実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績
合計	生活介護	13,016	12,940	101%	13,327	13,163	101%	13,234
		692	677	102%	710	691.0	103%	695
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	736	768	96%	790	827	96%	815
		63	58	109%	64	62.0	103%	59
	就労移行支援	1,838	1,725	107%	2,053	1,757	117%	2,143
		114	107	106%	122	109.0	112%	119
就労継続支援(A型)	2,101	2,059	102%	2,055	2,059	100%	2,247	
	118	106	111%	114	106.0	108%	124	
就労継続支援(B型)	5,304	4,839	110%	5,902	5,008	118%	6,453	
	304	307	99%	382	318.0	120%	409	
就労定着支援 [人]		25	17	149%	44	18	245%	56
療養介護 [人]		22	22	102%	22	22	100%	22

④ 居住系サービス

[人]

		平成30年度			令和元年度			2年度
		実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績
身体障害者	共同生活援助	9	7	130%	11	9	60%	10
	施設入所支援	30	28	106%	28	28	102%	24
	自立生活援助	0	3	0%	0	4	0%	0
知的障害者	共同生活援助	195	178	109%	215	194	99%	216
	施設入所支援	96	98	98%	94	98	103%	90
	自立生活援助	0	4	0%	0	6	0%	0
精神障害者	共同生活援助	24	33	73%	35	39	71%	48
	施設入所支援	3	1	275%	3	1	250%	3
	自立生活援助	0	8	0%	0	9	0%	3
合計	共同生活援助	228	218	120%	261	242	93%	274
	施設入所支援	129	127	104%	125	127	104%	117
	自立生活援助	0	15	0%	0	19	0%	3

⑤ 相談支援

[人]

		平成30年度			令和元年度			2年度
		実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績
計画相談支援	身体障害者	35	56	62%	37	84	44%	46
	知的障害者	110	178	62%	144	267	54%	163
	精神障害者	103	184	56%	138	276	50%	136
	障害児	1	2	50%	2	3	67%	0
	合計	249	420	59%	321	630	51%	345
地域移行支援	身体障害者	0	1	0%	0	1	0%	0
	知的障害者	1	1	75%	0	1	8%	0
	精神障害者	1	2	25%	1	3	28%	1
	合計	1	4	31%	1	5	18%	1
地域定着支援	身体障害者	2	6	31%	2	7	29%	2
	知的障害者	3	8	38%	3	11	24%	2
	精神障害者	5	15	32%	4	18	22%	4
	合計	10	29	33%	9	36	24%	8

(2) 地域生活支援事業（年間）

	平成30年度			令和元年度			2年度	
	実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績	
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	○	実施	実施	○	実施	
自発的活動支援事業	実施	実施	○	実施	実施	○	実施	
相談支援事業	障害者相談支援事業	3か所	3か所	100%	3か所	3か所	100%	3か所
	基幹相談支援センター	実施	実施	○	実施	実施	○	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	○	実施	実施	○	実施
	住宅入居等支援事業	実施	実施	○	実施	実施	○	実施
障害児等療育支援事業	—	—	—	3か所	3か所	100%	3か所	
成年後見制度利用支援事業	3人	5人	60%	3人	5人	60%	2人	
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	○	実施	実施	○	実施	
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	269件	225件	119%	350件	240件	112%	179件
	要約筆記者派遣事業	9件	20件	45%	19件	25件	76%	12件
	手話通訳者設置事業	2人	2人	100%	2人	2人	100%	2人
手話奉仕員養成研修事業	36人	30人	120%	51人	30人	170%	23人	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	19人	26人	73%	18人	26人	69%	7人
	自立生活支援用具	39人	75人	52%	41人	85人	48%	12人
	在宅療養等支援用具	49人	53人	92%	53人	53人	100%	13人
	情報・意思疎通支援用具	41人	74人	55%	35人	76人	46%	14人
	排泄管理支援用具	6,452人	6,600人	98%	6,420人	6,700人	96%	2,243人
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2人	7人	29%	4人	7人	57%	3人
移動支援事業	88,285時間	90,492時間	98%	85,165時間	7,713時間	92%	27,303時間	
	535人	469人	114%	430人	480人	90%	421人	
地域活動支援センター	6か所	6か所	100%	5か所	6か所	83%	4か所	
	190人	200人	95%	186人	200人	93%	180人	
精神障害者地域生活支援広域調整等事業	—	—	—	実施	実施	○	実施	
《任意事業》	日中一時支援事業	2,887回	3,500回	82%	3,491回	3,500回	100%	2,481回
	訪問入浴サービス事業	469回	760回	62%	395回	780回	51%	171回
	自動車改造助成事業	2件	3件	29%	2件	3件	67%	1件

(3) 障害児支援サービス（1か月あたり）

[上段：日 下段：人]

	平成30年度			令和元年度			2年度
	実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績
児童発達支援	1,392	1,264	110%	1,343	1,273	105%	1,175
	152	142	107%	150	143	105%	125
医療型児童発達支援	261	216	121%	236	223	106%	191
	28	30	93%	23	31	74%	19
放課後等デイサービス	5,291	4,395	120%	5,849	4,435	132%	6,060
	398	328	121%	443	331	134%	465
保育所等訪問支援 [回]	6	6	100%	4	8	50%	2
居宅訪問型訪問支援 [回]	0	2	0%	0	3	0%	0
障害児相談支援 [人]	48	38	126%	53	49	108%	60

障害者支援に関するニーズ調査の結果

調査の実施概要

1. 調査の目的

寝屋川市障害福祉計画（第6期計画）・寝屋川市障害児福祉計画（第2期計画）の策定にあたり、障害のある市民のニーズや意見を幅広く把握し計画に反映するために実施しました。

2. 調査の方法

(1) 対象者

障害者支援に関する幅広いニーズを把握するために、障害に関する手帳を所持している人と障害福祉サービスを利用している人から、約4,500人を対象として実施しました。

○障害福祉サービス等の支給決定者（全員）

令和2年10月1日現在で、障害福祉サービス、地域生活支援事業の支給決定を受けている市民全員（2,942人）を対象としました。

○上記以外の身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者（抽出）

令和2年10月1日現在で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している市民のなかから障害別の人数を勘案して下記の割合で抽出し、支給決定者との重複等を整理して約1,600人を対象としました。

・障害児（0～17歳）

主たる障害が視覚障害、聴覚・言語障害、内部障害の人は100%、
肢体不自由、精神障害の人は60%、知的障害の人は50%

・青壮年期の障害者（18～64歳）

主たる障害が身体障害の人は20%、知的障害、精神障害の人は15%

・高齢期の障害者（65歳以上）

主たる障害が身体障害の人は5%、知的障害、精神障害の人は40%

(2) 実施方法

郵送によって配付・回収を行う、自記式質問紙法で実施しました。

(3) 実施時期

令和2年10月現在の状況で回答を依頼しました。

調査票は10月23日に発送し、11月10日を返送の期限としましたが、12月31日までに到着した分は有効として集計に加えました。

(4) 回収状況

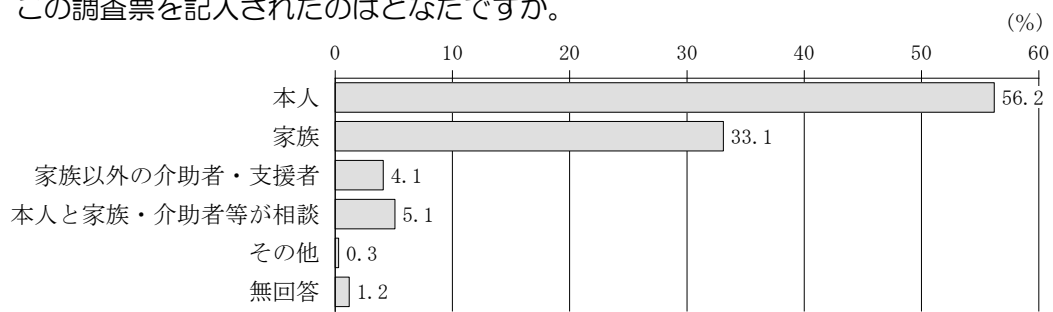
○有効発送数 4,501通（宛先不明等による未達 50通を除く）

○有効回収数 2,260通（無効（白紙）5通を除く）

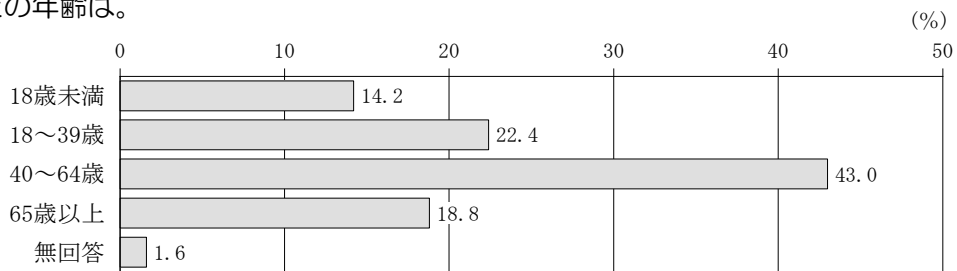
○有効回収率 50.2%

調査結果の概要

問1 この調査票を記入されたのはどなたですか。

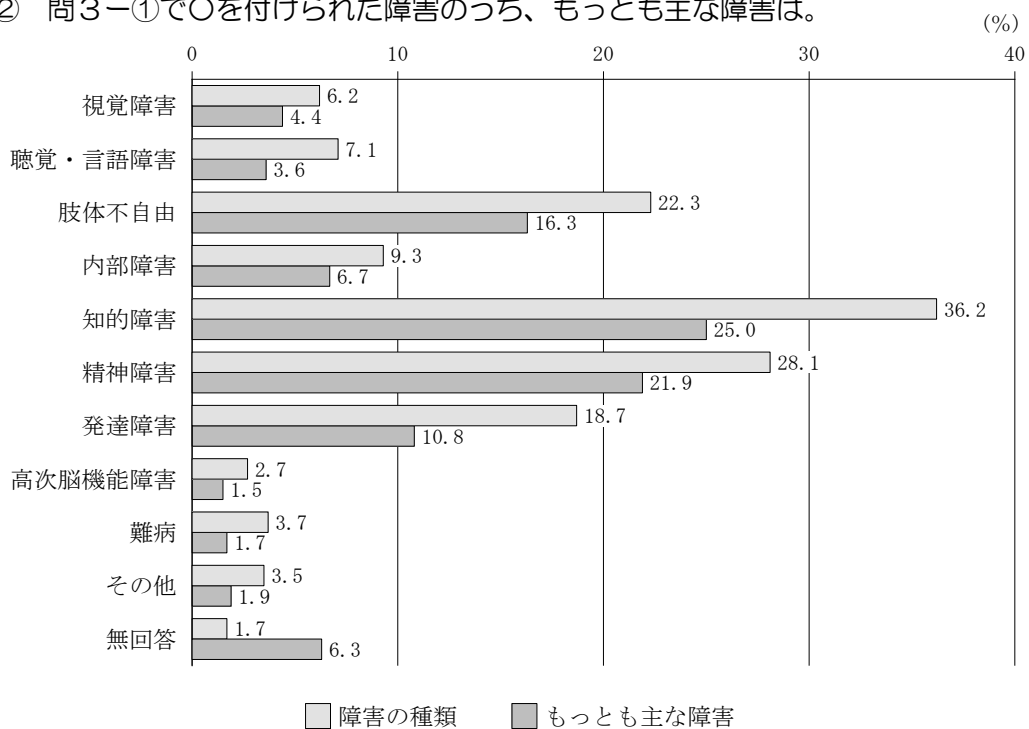


問2 あなたの年齢は。

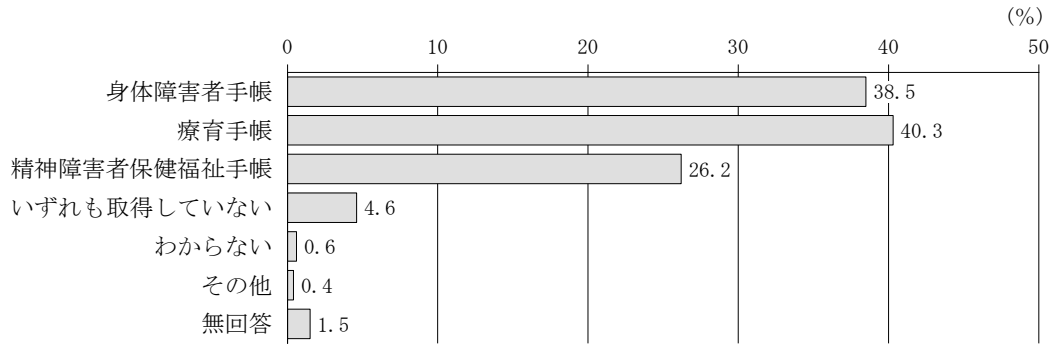


問3-① あなたの障害の種類は。(複数回答可)

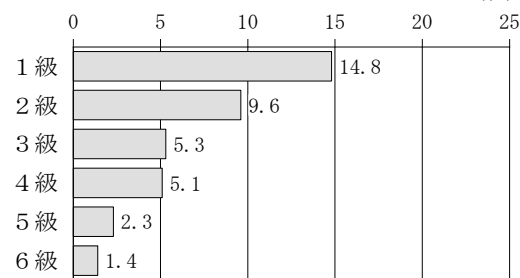
問3-② 問3-①で○を付けられた障害のうち、もっとも主な障害は。



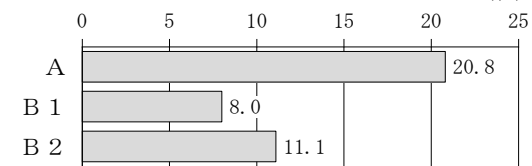
問4 あなたは、身体障害、知的障害、精神障害の手帳を取得していますか。(複数回答可)



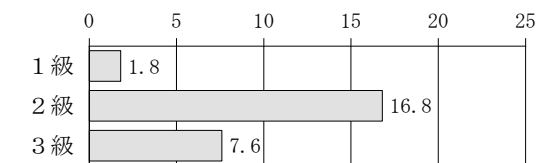
身体障害者手帳の等級 (%)



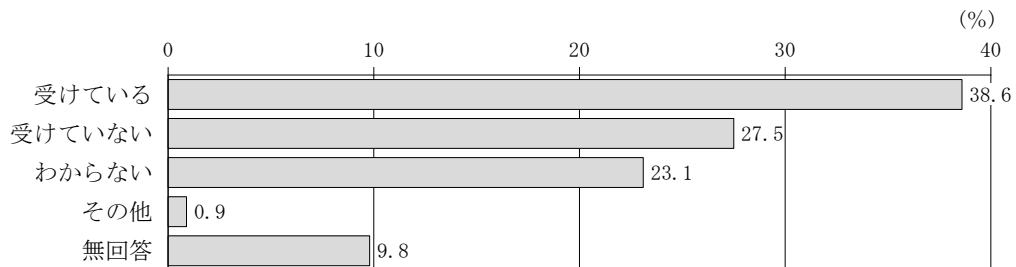
療育手帳の判定 (%)



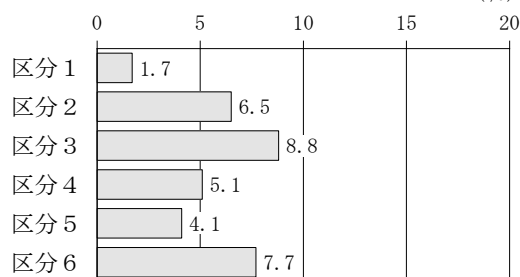
精神障害者保健福祉手帳の等級 (%)



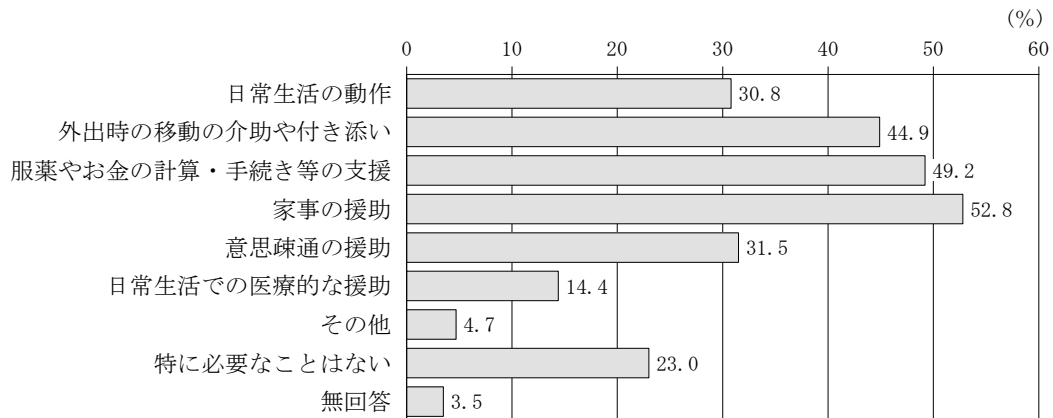
問5 あなたは障害福祉サービスを利用するための「障害支援区分」の認定を受けていますか



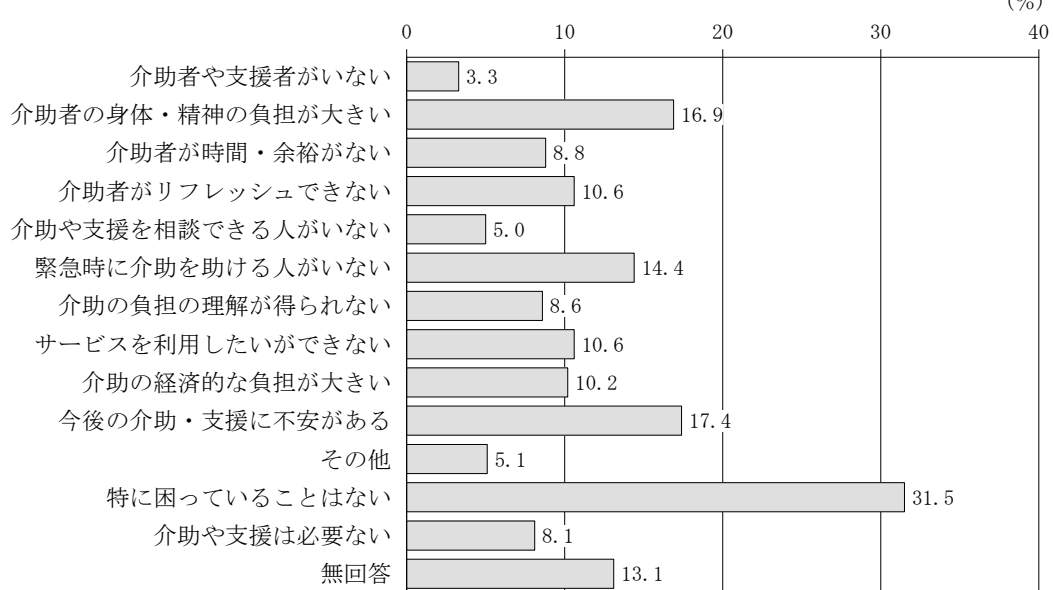
障害支援区分 (%)



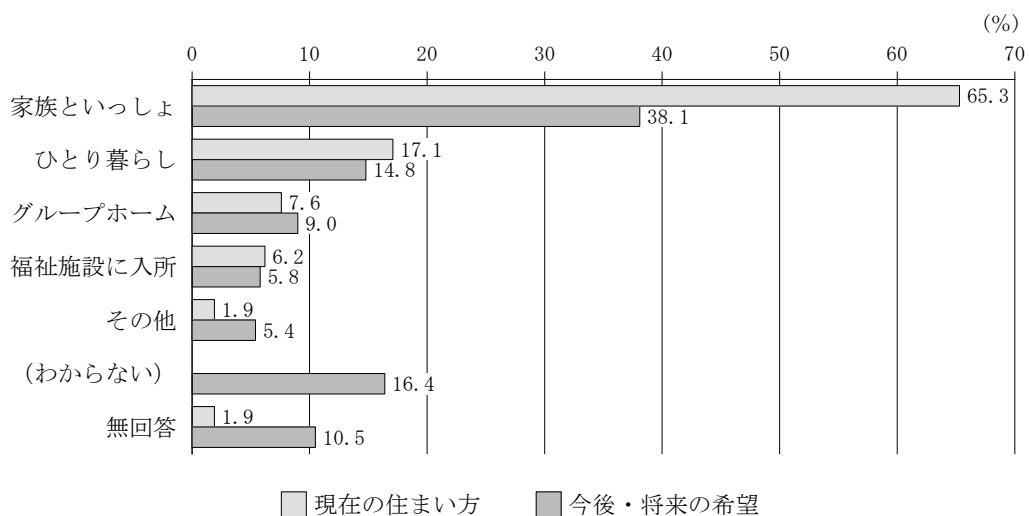
問6 あなたは、日常生活でだれかの介助や支援が必要なことがありますか。(複数回答可)



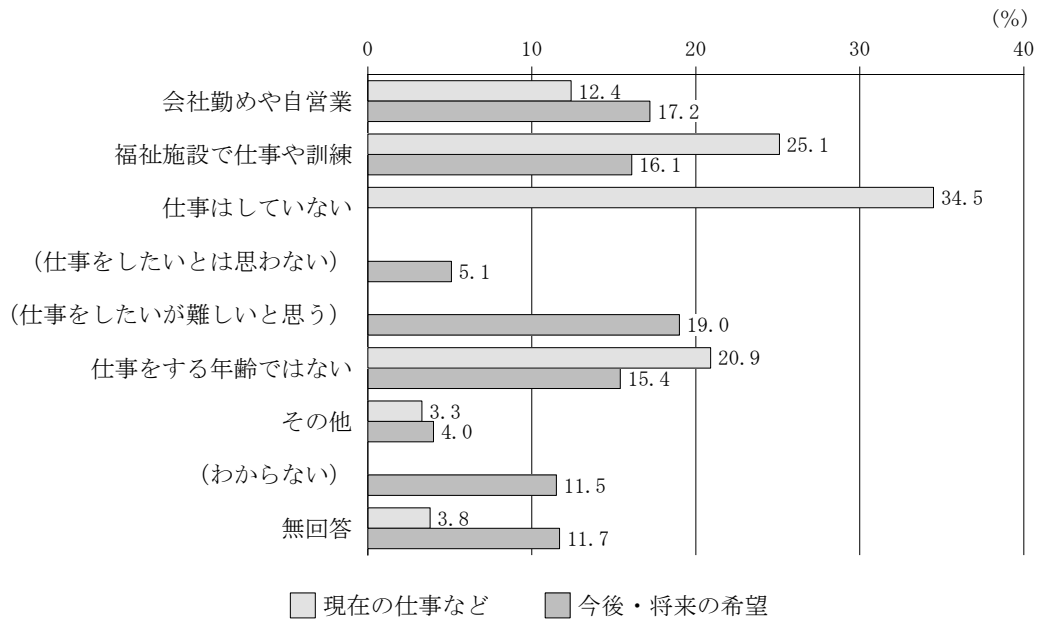
問7 介助や支援に関して困っていることなどがありますか。(複数回答可)



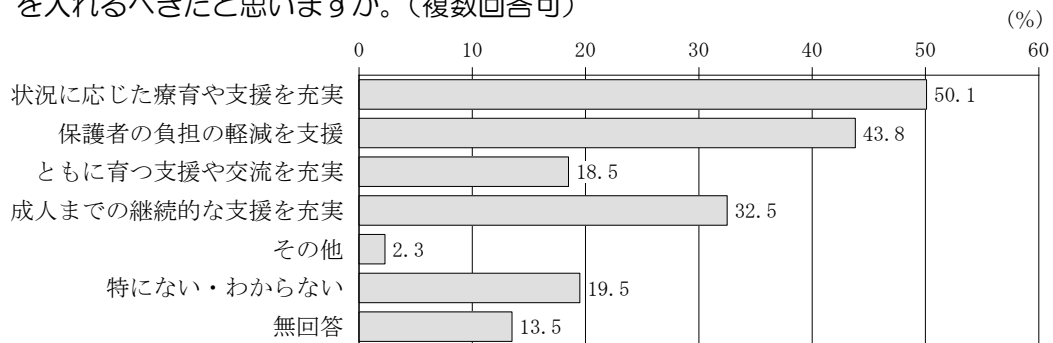
問8 あなたは現在どのような住まい方をしていますか。また、今後はどのようにしたいですか。



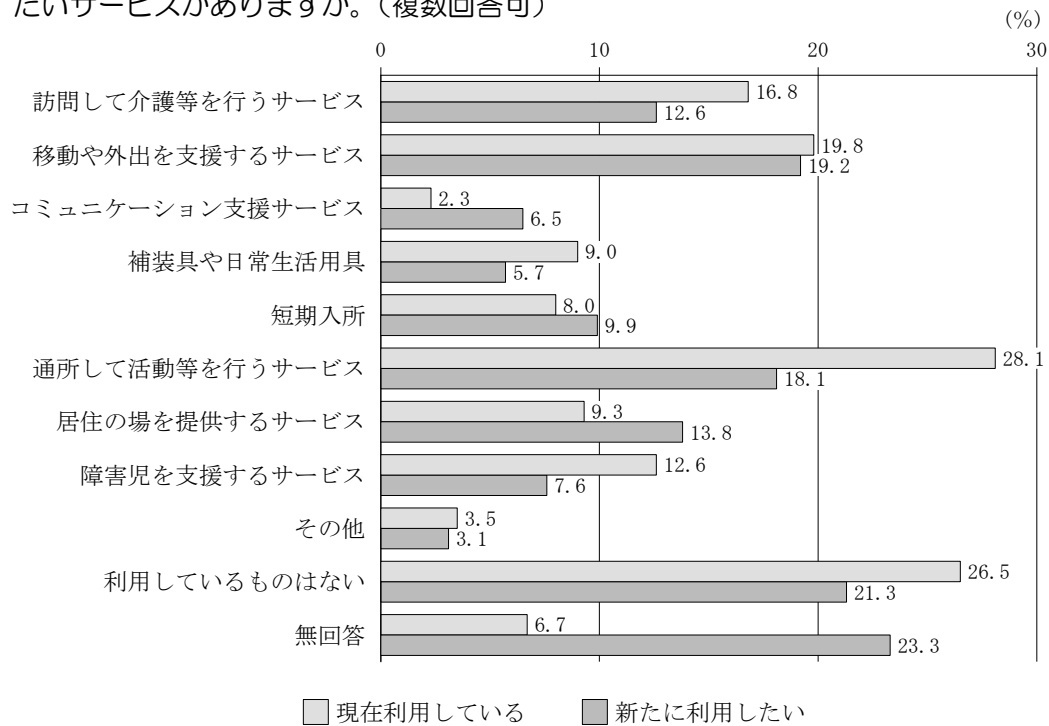
問9 あなたは現在、仕事などをしていますか。また、今後はどのようにしたいですか。



問10 障害のある子どもの発達や教育、生活などに関する支援について、どのようなことに特に力を入れるべきだと思いますか。(複数回答可)

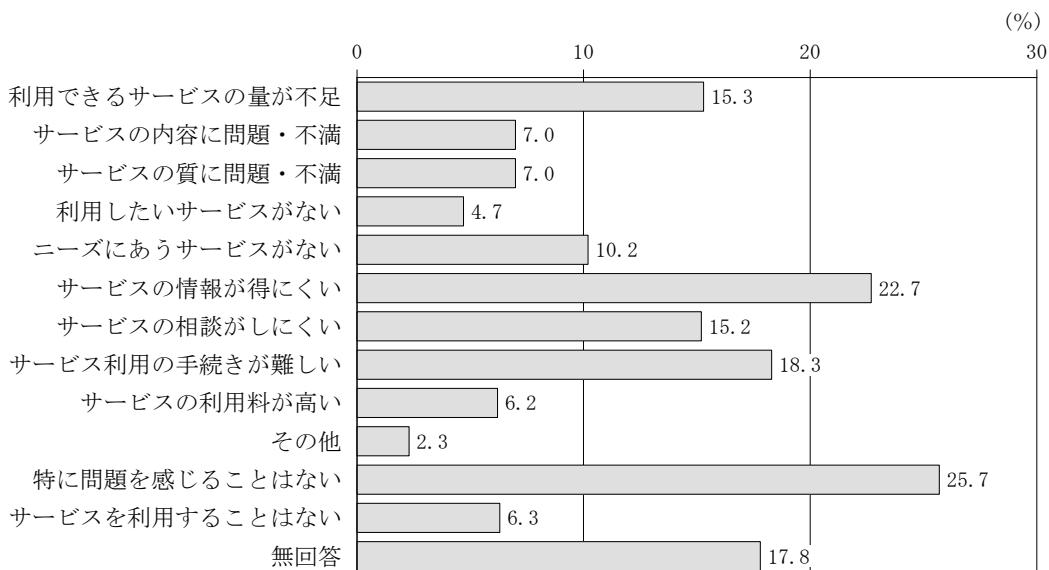


問11 あなたは現在、下記の障害福祉サービス等を利用していますか。また、今後、新たに利用したいサービスがありますか。(複数回答可)

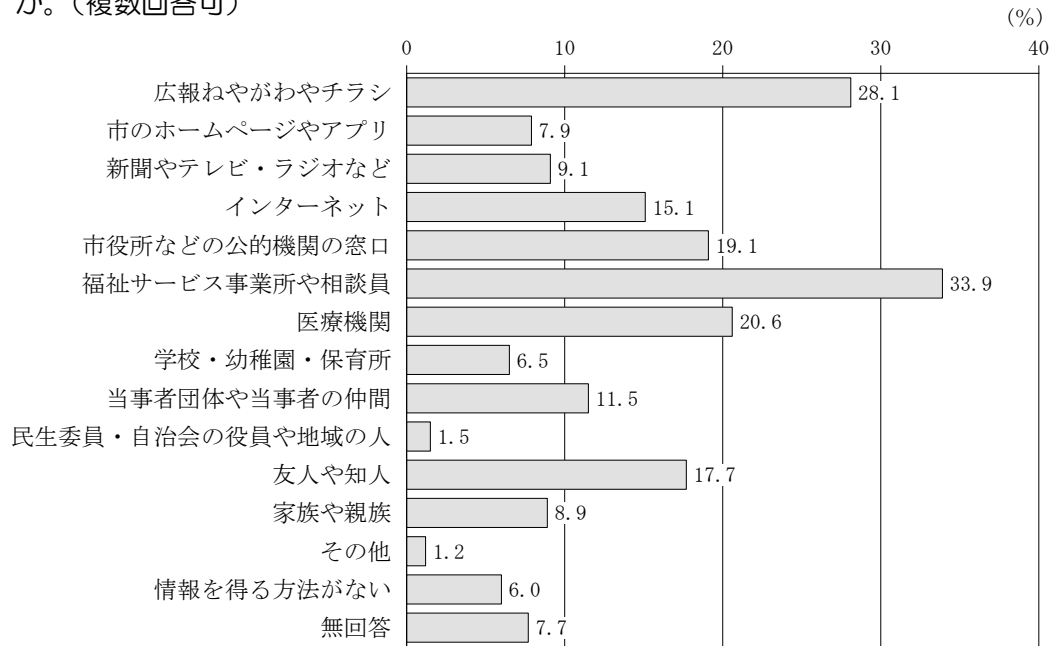


(※) 同じサービスについて「現在利用している」と「新たに利用したい」の両方に○を付けられた方も多くおられますが、そのまま集計しています。

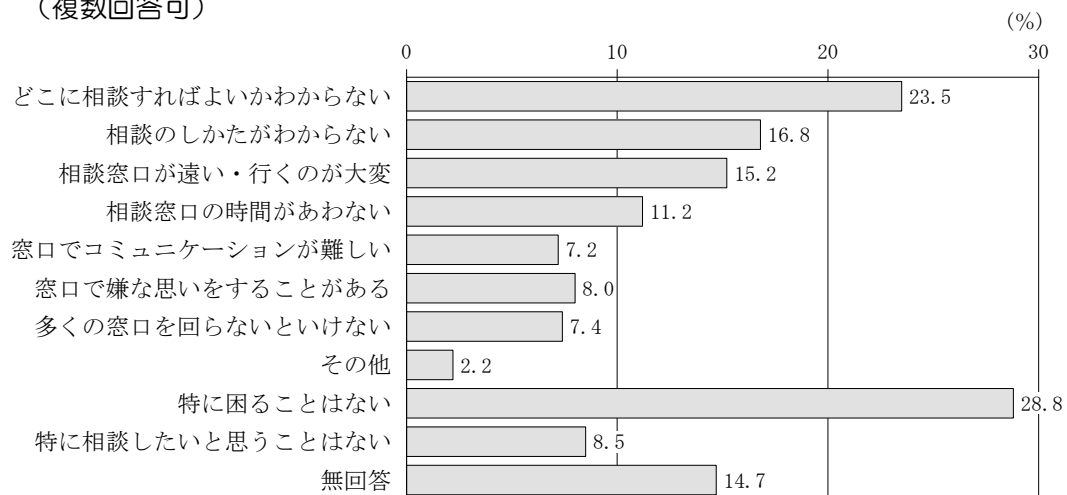
問12 障害福祉サービス等について、問題を感じていることがありますか。(複数回答可)



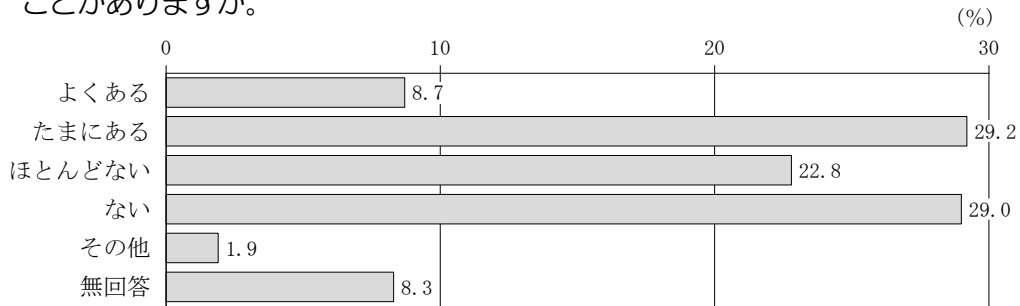
問13 あなたやご家族などは、障害者支援などに関する情報を、主にどのような方法で得ていますか。(複数回答可)



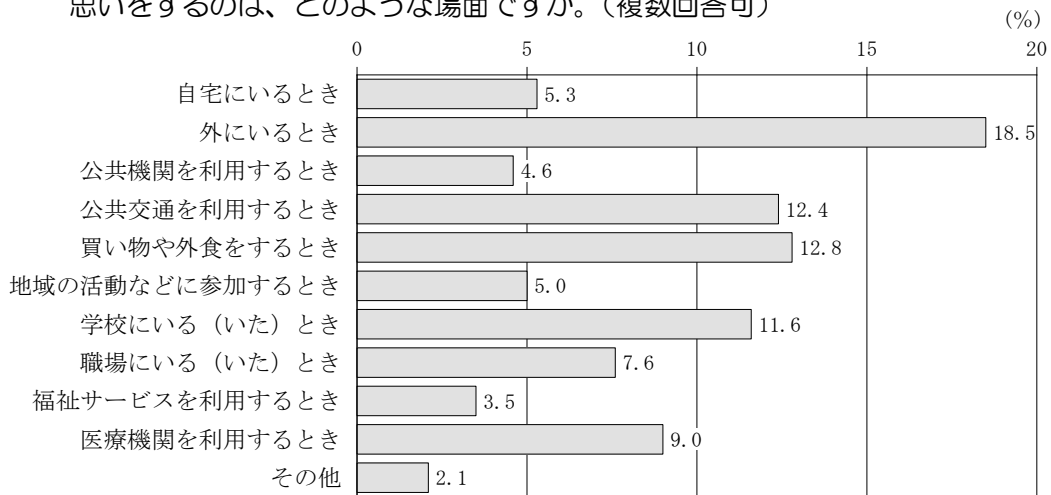
問14 あなたやご家族などは、障害者支援や生活についての相談に関して、困ることがありますか。(複数回答可)



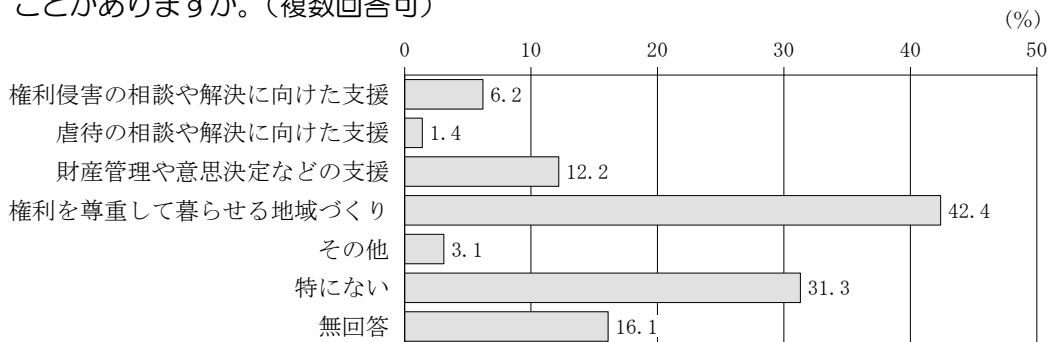
問15-① あなたやご家族などは、ご自身の障害に関することで差別を受けたり、嫌な思いをしたことがありますか。



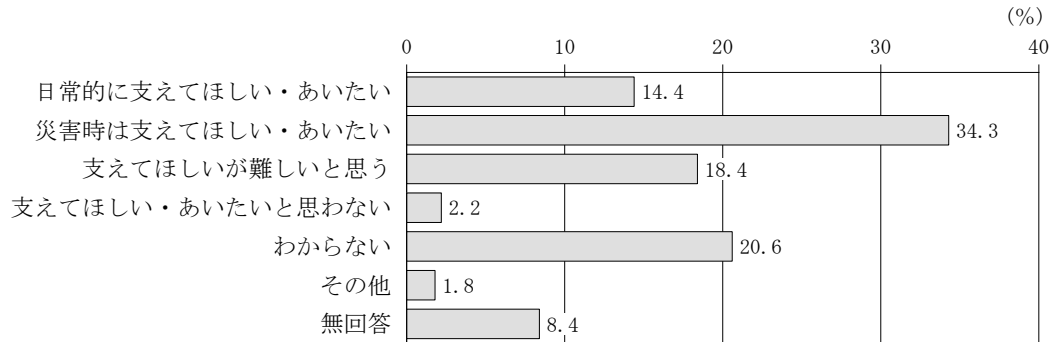
問15-② 差別を受けたり、嫌な思いをしたことがある人にお聞きします。差別を受けたり、嫌な思いをするのは、どのような場面ですか。(複数回答可)



問16 障害のある人などの権利をまもるための取り組みに関して、あなたやご家族などが希望することがありますか。(複数回答可)

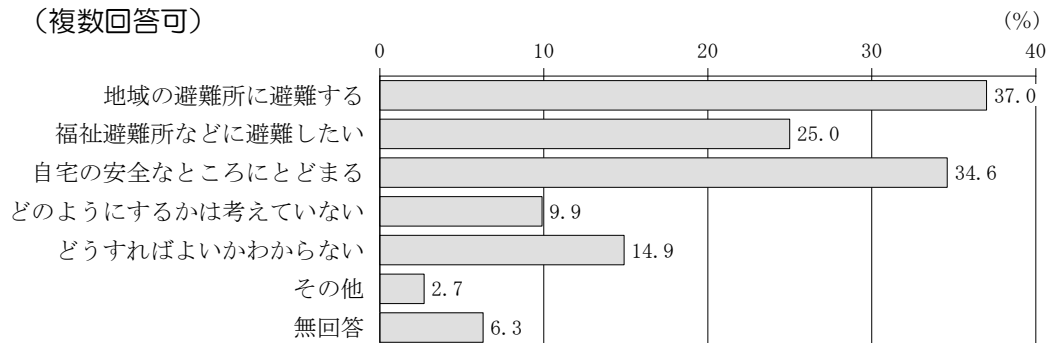


問17 あなたは、日常や災害時などに、地域の人と支えあうことについてどのように思いますか。



問18 地震や豪雨などによる災害時の避難について、あなたはどのように考えていますか。

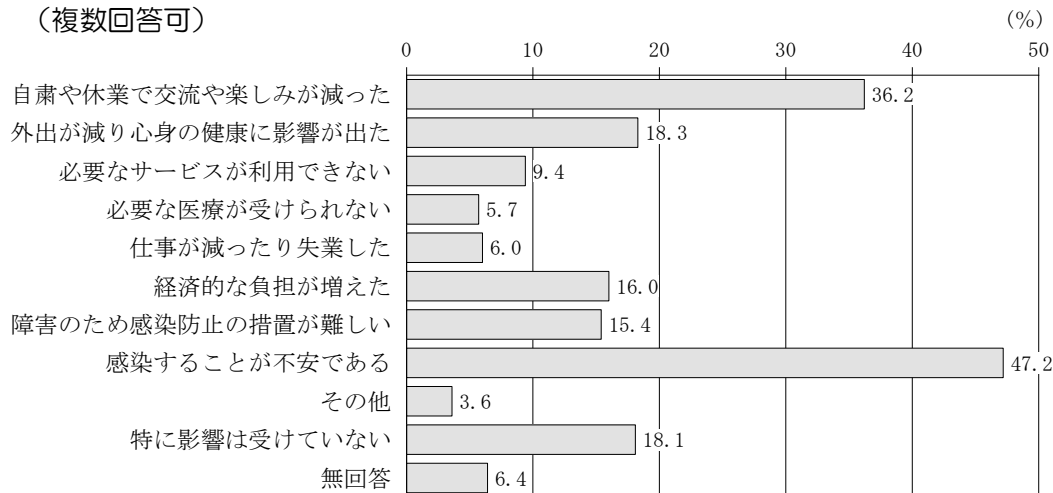
(複数回答可)



(※) いずれかの避難方法と「考えていない」や「わからない」などの両方に○を付けられた方も多くおられますが、そのまま集計しています。

問19 新型コロナウイルス感染症が流行していますが、あなたはこのことで、生活になんらかの影響を受けていますか。現在は解消されていることも含めてお答えください。

(複数回答可)



- ICT (Information and Communication Technology)
「情報通信技術」のことで、IT (Information Technology) とほぼ同じ意味ですが、コンピュータ技術を活用した情報や知識の共有が強調されます。
- 医療的ケア
たんの吸引や経管栄養注入など、医師の指導のもとで家族等が日常的に行っている医療的な行為を、医師が行う医療行為と区別して医療的ケアといいます。
- AI (Artificial Intelligence)
「人工知能」のことで、認知、思考、推論やそれらに基づく行為などの人間の知的活動の一部を、コンピュータ等で代替するさまざまな技術が発展してきています。
- NPO法人・営利法人
NPO (Nonprofit Organization) は営利を目的とせずに市民活動や公共的な活動を行う民間組織です。そのうち、法人格を取得したものをNPO法人 (特定非営利活動法人) といいます。営利法人は営利を目的とした法人であり、株式会社をはじめとする会社等が含まれます。
- オンブズパーソン制度
市民の権利を守るために、サービスなどに関する苦情を受け付け、中立的な立場で調査や勧告などを行う制度です。
- 介護ロボット
介護を支援する機器やシステムの総称で、介護者を支援する「介護支援型」、介護される人の自立を支援する「自立支援型」、癒やしや見守りなどを行う「コミュニケーション型」があります。
- 共生型サービス
介護保険または障害福祉の指定を受けている事業所がもう一方の制度の指定を受けやすくして、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けられるようにするものです。
- 居住支援協議会
住宅確保に配慮を要する人の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するよう、自治体や事業者、支援団体などが連携し、情報提供等の支援を行う仕組みです。
- ケースワーカー
福祉事務所などで相談支援業務を行う職員です。
- 高次脳機能障害
脳の損傷によって起こされるさまざまな障害のことをいい、主な症状として記憶障害、注意障害、遂行機能障害、行動と感情の障害などがあります。
- 行動障害
知的障害などで周囲の人に影響を及ぼす行動が起こり、特別に配慮された支援が必要な状態のことをいいます。
- 合理的配慮
障害のある人から、社会のなかにあるバリアを取り除くためになんらかの対応が必要だという意思が伝えられたときは、行政機関や事業者等は負担が重すぎない範囲で対応することを求めるものです。

●サポート手帳

発達支援を必要とする人が一人一人に応じた継続した支援を受けられるように記録するツールとして、寝屋川市では、出生からのようすやできごとなどを記入する「はちかづきノート」と、現在の医療、支援に関する情報などを記入して携帯できる「知って帳」を作成しました。

●持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

持続可能な世界を実現するために、国連に加盟する193か国が平成28～令和12年の15年間で達成するための目標として、平成27年の国連サミットで採択されました。貧困、飢餓、環境、平等、経済成長等の幅広い課題が網羅された下記の17のゴールと169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓って、国、自治体、民間企業等を含むあらゆる組織や人々が取り組むこととされています。



●失語症

脳卒中やけがなどで大脳の言語領域が傷ついたことにより、言葉がうまく使えなくなる状況があります。

●指定管理者制度

公の施設の管理を、公共的な団体だけでなく民間事業者にも行わせることができる制度です。寝屋川市においても、各施設の設置目的や業務内容等をふまえ、民間のノウハウを活用して市民サービスの向上と経費の縮減等を図るよう、指針を策定して円滑な導入を図っています。

●児童発達支援センター

障害のある子どもが通所したり保育所等を訪問し、日常生活における動作や知識の指導や集団生活に適應できる訓練などの支援を行う施設です。

●障害者基本法

障害者の自立と社会参加の支援等に関する施策の基本的理念と基本事項を定めた法律です。平成23年6月に改正され、法律の目的や障害者の定義なども含めた見直しが行われました。

●障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消を推進するために、平成28年4月に施行されました。

●障害者総合支援法

障害者自立支援法に代わる法律として、障害者が平等に社会生活上の権利を行使でき、あらゆる障害者が制度の狭間にこぼれ落ちることがないように必要な支援を総合的に保障し、差異と多様性が尊重された共生社会の実現をめざすこととされた「障がい者制度改革推進会議」の部会でとりまとめられた骨格提言に基づいて制定され、平成28年の改正により平成30年4月から新たなサービスの創設・拡充や、サービスの質の確保・向上のための取組が推進されます。

●自立支援協議会

障害者総合支援法は、関係機関等が相互に連絡し、障害者等への支援に関する課題を共有して緊密に連携するとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う「協議会」を設置するものとしています。寝屋川市では保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関・団体等で自立支援協議会を設置し、全体会と部会の各会議などで協議を行っています。

●新型コロナウイルス感染症

人に感染するウイルスとして新たに見つかった新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）による感染症を新型コロナウイルス感染症（COVID-19）といいます。

●スキルアップ

訓練して身につけた技能（スキル）をさらに高めるための取組です。

●生活困窮者自立支援

経済的な困窮や孤立などの困りごとを抱えている人の自立を支援するため、相談を通じて複合的な課題を評価・分析しながら各々の状況に応じた自立支援計画を策定し、住居の確保、就労や子どもの学習の支援などの必要なサービスにつなぐ事業を実施しています。

●成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の財産管理や契約行為などを支援する制度で、判断能力などに応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3類型があり、成年後見人等は親族、法律・福祉の専門職等の第三者、福祉関係の公益法人等の法人から家庭裁判所が選任します。

●セルフプラン

障害福祉サービスの支給決定や利用の際に用いられるサービス等利用計画は、市町村が指定する指定特定相談支援事業所や指定障害児相談支援事業所に所属する相談支援専門員が作成しますが、利用者自身が作成することもできます。この計画をセルフプランと呼びます。

●全世代型社会保障

少子高齢化やライフスタイルの多様化が進むなかで、子ども、子育て世代、現役世代、シルバー世代を広く支えるよう、年金、労働、医療、介護、子育て支援などの社会保障全般にわたる持続可能性を高める改革が進められています。

●中間的就労

本格的な就労に向けた準備の一環として、労働と福祉の中間として日常生活の自立や社会参加を重視して柔軟に働くことをいいます。

●地域共生社会

人口構造や社会経済の状況、地域や家庭の機能の変化をふまえて示された社会保障制度改革の考え方で、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という一方的な関係を超越して地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源がつながることで、一人一人の暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会をめざすものです。

●地域生活支援拠点

障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域での居住支援に求められる相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能を集約した拠点、または、複数の機関の連携により機能を分担して担う体制を整備することとされています。

●地域包括ケア

地域包括ケアシステムは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、重度な要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような地域の包括的な支援・サービス提供体制であり、障害者分野でも精神障害者の地域移行・地域定着を進めるため、精神障害にも対応した地域包括ケアの構築がめざされています。

●中核市

政令指定都市に次ぐ人口規模（20万人以上）・行政能力をもつ都市の事務権限を強化し、より住民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度です。中核市になると福祉、保健衛生、環境、都市計画、文教、その他の事務ができるようになり、地域の実情にあった柔軟な行政サービスが提供できます。

●難病

原因不明かつ治療が困難で、経過が慢性にわたるため介護等が必要な疾患のことをいいます。令和元年7月1日現在、医療費助成の対象となる指定難病として333疾病、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの対象として361疾病が指定されています。

●二次障害

既存の障害が増悪したり、あらたに出現した障害のことです。

●寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画

病原性の高い新型インフルエンザ等の新感染症が発生した場合に、感染拡大を可能な限り抑制して市民の健康、生活や地域に与える影響を最小限に抑えるため、市、保健所、医療機関等の各々の役割を明記したもので、平成24年に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法や国、府の行動計画をふまえて制定しました。

●農福連携

障害者等が農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参画を実現する取組のことをいいます。障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すとともに、担い手不足や高齢化が進む農業分野で、新たな働き手の確保につながる可能性もあるとされています。

●ノーマライゼーション

障害のある人もない人も同じように暮らせる社会があたりまえの社会であるという、社会福祉の基本となる考え方です。

●8050問題

引きこもりが長期化し、親も高齢となって収入や介護などに関する問題が発生することが社会問題になっており、80歳代の親と50歳代の子どもの世帯で多く起きることから「8050問題」と呼ばれています。

●発達障害

先天的なさまざまな要因によって、主に低年齢において発達の遅れや歪みなどが発現する障害で、一般的には知的障害を伴わない発達障害のことをいいます。高機能自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などがあります。

●パブリック・コメント

行政機関が計画や政策の決定を行う際に、事前に原案を公表して市民の意見や情報提供を求める制度です。

●バリアフリー、ユニバーサルデザイン

障害のある人などの社会参加を妨げている障壁（バリア：段差などの物理的なバリア、情報や制度などのバリア、人々の意識上のバリアなど）をなくしていくことをバリアフリーといいます。ユニバーサルデザインは、バリアフリーの考え方を超えてだれもが使いやすいものをつくり、人々の意識を変えていこうという考え方です。

●ピアカウンセリング・ピアサポート

同じ立場の人たちが支えあう活動をピアサポートといいます。そのひとつであるピアカウンセリングは、同じ障害をもつ人がカウンセラーとなって相談を行うことをいい、相談する人・受ける人のお互いの自立を進めるうえで意義のある取組です。

●PDC I サイクル

計画（Plan）→ 実行（Do）→ 点検（Check）→ 改善・改革（Innovation）を繰り返すことで、継続的に改善を進めていく手法です。一般的には「PDCA」（A=Action）という表現が使われていますが、寝屋川市では「改善」をより明確にするために「Innovation」を用いています。

●福祉的就労

作業所などの通所施設で、福祉的な支援を受けて就労する福祉サービスで、就労継続支援事業のA型とB型があります。

●ペアレントプログラム

発達障害のある人への支援として、家族の理解や適切な対応のたえの知識や方法を身につけるための簡易なプログラムや講義・演習などのトレーニングを実施します。また、家族が経験を活かして同じ悩みをもつ家族などをサポートするペアレントメンターの養成も行います。

●補助犬

障害のある人の自立や社会参加を助けるために特別の訓練を受けた犬で、視覚障害者の歩行をサポートする盲導犬、肢体不自由者の日常生活動作をサポートする介助犬、聴覚障害者を音源まで誘導する聴導犬があります。

●モニタリング

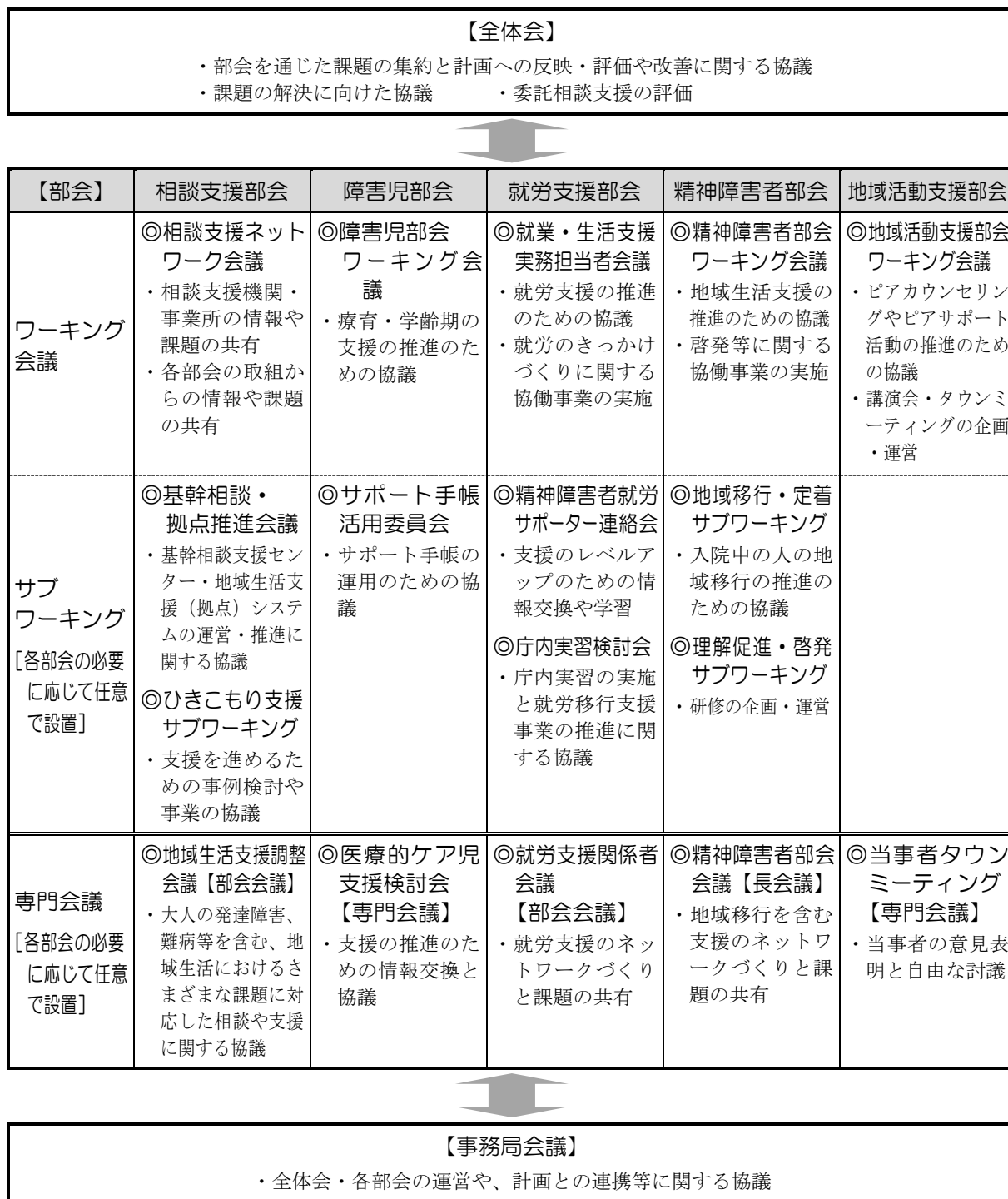
日常的かつ継続的な点検を行っていくことをいいます。障害者総合支援法ではすべてのサービス利用者を対象としてサービス等利用計画を作成し、一定の期間ごとに利用状況を検証し、見直しを行うこととされています。

●ライフステージ

人の一生を乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期などに分けたそれぞれの場面をいいます。

【自立支援協議会の各会議の概要】

寝屋川市の自立支援協議会において、令和3年3月現在で開催している会議の名称と各会議で協議する主なテーマは下表のとおりです。



【障害福祉サービス等の概要】

障害福祉サービス（介護給付）

●訪問系サービス

居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴や排せつ、食事の介護または、調理、洗濯、掃除、生活必需品の買い物の支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者、精神障害者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動が困難な方に外出時において情報の提供や移動の援護をします。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

●短期入所

短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う方が病気などのとき、短期間施設へ入所できます。
-------------------	--------------------------------

●日中活動系サービス

生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。

●居住系サービス

施設入所支援	施設に入所し、入浴や排せつ、食事の介護などが受けられます。
--------	-------------------------------

障害福祉サービス（訓練等給付）

●日中活動系サービス

自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練をします。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における作業訓練やそのほかの活動の機会の提供、知識や能力の向上のために訓練します。
就労継続支援	就労の機会の提供や生産活動そのほかの活動の機会の提供、知識や能力の向上のために訓練します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方が、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

●居住系サービス

共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活の援助をします。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する方に対し、定期的な居宅訪問や随時の対応等により一人暮らしを支援します。

地域生活支援事業

障害者(児)相談支援事業	地域で生活する障害のある方やご家族等の相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス利用計画作成を行うことで、自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援します。
意思疎通支援事業	公的機関・医療機関等の外出先で、意思の疎通を図るうえで支障があるときに手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
日常生活用具給付等事業	日常生活をより円滑に送るために、障害の状況や程度に応じて、日常生活用具を給付(交付)します。
移動支援事業 (ガイドヘルプ)	重度障害者等包括支援、重度訪問介護、行動援護、同行援護など自立支援給付の介護給付による外出支援の対象とならない障害者(児)の移動を支援するためガイドヘルパーを派遣します。
地域活動支援センター I型事業	専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を実施します。
地域活動支援センター II型事業	障害のある方に対して、通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、機能訓練、社会適応訓練等を実施することにより、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域生活を支援します。
訪問入浴サービス事業	移動入浴車を派遣し、室内に移動浴槽を持ち込み、入浴サービスを行います。
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	自立訓練、就労移行支援を利用する身体障害者に対して更生訓練費を支給します。就労移行、就労継続支援を利用し、就職等により施設を退所することとなった身体障害者に就職支度金を支給します。
日中一時支援事業	障害者(児)の家族の就労支援、および日常的に介護している家族の一時的な休息などを目的として、障害者(児)を日中一時支援事業所にて一時的な見守り等の支援を行います。宿泊を伴わない場合に利用できます。

**寝屋川市障害福祉計画（第6期計画）・
寝屋川市障害児福祉計画（第2期計画）**

令和3年3月

編集・発行 寝屋川市福祉部障害福祉課

〒572-8533 寝屋川市池田西町28番22号
(市立保健福祉センター2階)

TEL 072-838-0382 FAX 072-812-2118